

へいせい ねんど だい かいよこはまししょうがいしゃせ さくすいしんきょうぎ かい
平成28年度 第3回横浜市障害者施策推進協議会

へいせい ねん がつ にち もく
平成29年 3月30日 (木)

ごぜん じ じ
午前 10時～12時

かんないちゅうおう び る かいだいかいぎしつ
関内中央ビル 10階大会議室

し だい
《次 第》

1 かい かい
開 会

2 けんこうふくしきょくちょう
健康福祉局長 あいさつ

3 ぎ だい
議 題

だい きしょうがいしゃ ぶらん みなお しりょう
第3期障害者プランの見直しについて (資料1)

4 ほうこくじこう
報告事項

- (1) だい きよこはまししょうがいしゃ ぶらん しみんせつめいかい かいさいじょうきょう しりょう
第3期横浜市障害者プラン市民説明会の開催状況について (資料2)
- (2) へいせい ねんどせんもんいいんかい かつどうほうこく しりょう
平成28年度専門委員会の活動報告について (資料3)
- (3) しょうがいしゃさべつ かいしょう かん し とりくみじょうきょう しりょう
障害者差別の解消に関する市の取組状況について (資料4)
- (4) しょうがいしゃしゅうろうけいはつじぎょう こうきょうしせつかつようじぎょう しりょう
障害者就労啓発事業(公共施設活用事業)について (資料5)
- (5) へいせい ねんどよさん しりょう
平成29年度予算について (資料6)
- (6) しょうがいしゃぎやくたいぼうし かん けいはつよう さくせい しりょう
障害者虐待防止に関する広報・啓発用チラシの作成について (資料7)
- (7) せいぶほうめんたきのうがたきよてん かいしょ しりょう
西部方面多機能型拠点の開所について (資料8)
- (8) よこはま ばらとりえんなーれ じっしがいようあん しりょう
ヨコハマ・パラトリエンナーレ2017実施概要案 (資料9)

だい きよこはまししょうがいしゃぶらん みなおし
第3期横浜市障害者プランの見直しについて

●横浜市では、障害福祉施策に関わる中・長期的な計画である「第3期横浜市障害者プラン（以下「プラン」という）」について、3年を1期として作成した「障害福祉計画」部分の計画期間が29年度末をもって終了することから、新たな「障害福祉計画」を策定するとともに、必要な見直しを行います。

●見直しにあたっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）及び児童福祉法をはじめとした関係法令の改正等の内容を踏まえるとともに、障害当事者や家族、障害者関係団体、事業者、一般市民の皆様等から御意見を頂きながら、共に作り上げていきたいと考えます。

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正 ※ 平成30年4月1日 施行（別紙資料1-1 参照）

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、平成28年5月25日に一部改正されました。

プランの位置付け（別紙資料1-2 参照）

プランは、障害者基本法第11条に基づく“市町村計画”として、横浜市における障害者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画である「障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に基づき円滑にサービス提供が進むよう、障害福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量を定める「障害福祉計画」の二つの性格を持つ計画です。

「障害福祉計画」部分は、3年を1期として作成することとしている国の基本指針に基づき、30年度で見直しとなります。

また、今回のプランの見直しにおいて、ライフステージを通じた一貫した支援への視点を持って取りまとめられているプランを「障害児福祉計画」としても位置付けます。

※ 児童福祉法の一部改正に伴い、都道府県・市町村において「障害児福祉計画」を策定することとされ、プランと一体のもとで作成することができるとされています。

プラン見直しの方向性

「横浜市障害者施策推進協議会」「障害者施策検討部会」「横浜市自立支援協議会」及び障害者団体等への「グループインタビュー」及び「当事者ワーキング」等での議論を踏まえ、新たな「障害福祉計画」の策定に加え、具体的な事業及び事業内容の見直し・変更を行います。

<参考> 今後のスケジュールについて（予定）

4月～5月	障害者関係団体等へのグループインタビュー及び当事者ワーキングの実施。
6月～7月	「横浜市障害者施策推進協議会」「障害者施策検討部会」「横浜市自立支援協議会」等での素案の検討。
9月頃	素案の策定。団体説明及び市民向け説明会の開催。
10月頃	市民意見募集の実施。
1月頃	見直し原案策定。
3月頃	見直し版策定。

第3章

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
相談支援事業の周知及び普及・啓発	に安心して相談することができるよう、身近な相談者を対象として、相談支援事業の周知、啓発を行います。	推進	推進
相談支援従事者の人材育成	横浜市民立支援協議会（以下「市民立支援協議会」といいます。）で作成した「横浜市相談支援従事者人材育成ビジョン」に基づき、人材育成を進めます。	推進	推進
当事者による相談の充実	社会参加推進センターに設置するピア相談センターでの当事者相談を検証し、当事者による相談支援を推進します。	実績の検証	
相談窓口（地域ケアプラザ等）による連携	円滑の関わりの中で、何気ない会話に含まれている相談を身近な相談者としてとらえ、必要に応じて、一次及び二次相談支援機関につなげます。	推進	推進

【見込み】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度～平成32年度
計画相談支援利用者数（年間）	21,500人	23,000人	24,500人	平成29年度までの状況等を基に設定する。

※ 計画相談支援利用者数には、サービス等利用計画案を指定特定相談支援事業所が作成する方とご自身等が作成する方の合計数を記載しています。

*1…①は、「障害福祉計画」で定めるサービス等の数目標を指します。（以下、同様とします）なお、障害者計画には、障害者計画サービスの見込み量と、地域の特性や障害者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を進める地域生活支援事業の見込み量が含まれています。

<具体例> ※「プラン」より抜粋

【プランに掲げる各事業について】
各取組における具体的な事業及び事業内容は、当事者・関係団体等からの声や、障害者施策推進協議会等での議論を踏まえ、見直し・変更を行います。

【プランに掲げる「障害福祉計画」部分について】
各取組における障害福祉計画部分は、当事者・関係団体等からの声や、障害者施策推進協議会等での議論を踏まえ、見直し・変更を行います。

しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつおよ じどうふくしほう
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の
いちぶ かいせい ほうりつ がいよう
一部を改正する法律（概要）

趣旨

しょうがいしゃ みずか のぞ ちいきせいかつ いとな せいかつ しゅうろう たい しえん いっそう じゅうじつ こうれいしょうがいしゃ かいごほけん
障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険
サービス^{さーびす}の円滑^{えんかつ}な利用^{りよう}を促進^{そくしん}するための見直し^{みなお}を行う^{おこな}とともに、障害児^{しょうがいじ}支援^{しえん}のニーズ^にの多様化^{たようか}にきめ細かく対応^{こま}するための支援^{たいおう}の拡充^{しえん}を図^{かくじゅう}るほ
か、サービス^{さーびす}の質^{しつ}の確保^{かくほ}・向上^{こうじょう}を図^{はか}るための環境整備^{かんきょうせいび}等^{とう}を行う^{おこな}。

概要

1 障害者の望む地域生活の支援

(1) 地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

- しょうがいしゃ あんしん ちいき せいかつ ぐる ーぶ ほーむ とうちいきせいかつ しえん しくみ みなお ちと しゅうだん
障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等^{ちと}地域生活を支援する仕組みの見直し^{しゅうだん}が求められているが、
生活^{せいかつ}ではなく賃貸住宅^{ちんたいじゅうたく}等^{とう}における一人暮らし^{ひとりぐ}を希望^{きぼう}する障害者^{しょうがいしゃ}の中には、知的障害^{ちてきしょうがい}や精神障害^{せいしんしょうがい}により理解力^{りかいりょく}や生活力^{せいかつりょく}等^{とう}が十分^{じゅうぶん}ではな
いために一人暮らし^{ひとりぐ}を選択^{せんたく}できない者がいる。
- このため、しょうがいしゃしえんしせつ ぐる ーぶ ほーむ とう ひとりぐ いこう きぼう ちてきしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ ほんにん いし
障害者支援施設^{しせつ}やグループホーム等^{とう}から一人暮らし^{ひとりぐ}への移行^{いこう}を希望^{きぼう}する知的障害者^{ちてきしょうがいしゃ}や精神障害者^{せいしんしょうがいしゃ}などについて、本人^{ほんにん}の意思^{いし}
を尊重^{そんちょう}した地域生活^{ちいきせいかつ}を支援^{しえん}するため、一定^{いっせい}の期間^{きかん}にわたり、定期的な巡回訪問^{ていきてき じゅんかいほうもん}や随時^{ずいじ}の対応^{たいおう}により、障害者^{しょうがいしゃ}の理解力^{りかいりょく}、生活力^{せいかつりょく}等^{とう}を補^{おぎな}
う観点^{かんてん}から、適時^{てきじ}のタイミング^{たいみんぐ}で適切な支援^{てきせつ}を行うサービス^{さーびす}を新たに創設^{じりつせいかつえんじよ}する（「自立生活援助」）。

(2) 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

- しゅうろうていちゃく む しえん おこな あら さーびす しゅうろうていちゃくしえん そうせつ
就労移行支援^{しゅうろうてい}等^{ちやく}を利用^むし、一般就労^{しえん}に移行^{おこな}する障害者^{あら}が増加^{さーびす}している中で、今後^{しゅうろうてい}、在職^{しえん}障害者^{おこな}の就労^{あら}に伴う生活上^{しゅうろうてい}の支援^{ちやく}ニーズ^{しえん}
はより一層^{いっそう}多様化^{たようか}かつ増大^{ぞうだい}するもの^{かんが}と考えられる。
- このため、しゅうろう ともな せいかつめん くだい たいおう じぎょうしょ かぞく れんらくちょうせいとう しえん いっせい きかん おこな さーびす あら
就労^{しゅうろう}に伴う生活面^{ともな}の課題^{せいかつめん}に対応^{くだい}できるよう、事業所^{じぎょうしょ}・家族^{かぞく}との連絡調整^{れんらくちょうせい}等^{とう}の支援^{しえん}を一定^{いっせい}の期間^{きかん}にわたり行^{おこな}うサービス^{さーびす}を新
たに創設^{そうせつ}する（「就労定着支援」）。

(3) 重度訪問介護の訪問先の拡大

- 四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者等の最重度の障害者が医療機関に入院した時には、重度訪問介護の支援が受けられなくなることから以下のような事例があるとの指摘がある。
 - ・ 体位交換などについて特殊な介護が必要な者に適切な方法が取られにくくなることにより苦痛が生じてしまう
 - ・ 行動上著しい困難を有する者について、本人の障害特性に応じた支援が行われないことにより、強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を起こし、自傷行為等に至ってしまう
- このため、最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができることとする。

(4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっている。高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担（1割）が新たに生じることや、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があることといった課題が指摘されている。
- このため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減（償還）する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。

2 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

(1) 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

- 障害児については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する（「居宅訪問型児童発達支援」）。

(2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大

- 乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められている。（乳児院：28.2%、児童養護施設：28.5% / 平成24年度）
- このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができることとする。

(3) 医療的ケアを要する障害児に対する支援

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している。
- このため、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるよう努めることとする。
- ※ 施策例：都道府県や市町村による関係機関の連携の場の設置、技術・知識の共有等を通じた医療・福祉等の連携体制の構築

(4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行う。

3 サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

(1) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）

- 補装具費については、身体障害者の身体機能を補完・代替する補装具の「購入」に対して支給されているが、成長に伴って短期間で交換が必要となる障害児など、「購入」より「貸与」の方が利用者の便宜を図ることが可能な場合がある。
- このため、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とする。

(2) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、①施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設する。

(3) 自治体による調査事務・審査事務の効率化

- 障害者自立支援法の施行から10年が経過し、障害福祉サービス等の事業所数や利用者数は大きく増加しており、自治体による調査事務や審査事務の業務量が大幅に増加している。
- このため、自治体による調査事務や審査事務を効率的に実施できるよう、これらの事務の一部を委託可能とするために必要な規定を整備する。

施行期日

平成30年4月1日（2. (3)については公布の日（平成28年6月3日））

1 プランの位置付け

第3期横浜市障害者プラン（以下「プラン」という）は、「障害者計画」と「障害福祉計画」の二つの性格を持つ、平成27年度から平成32年度までの6年間を計画期間とする障害福祉施策に関わる中・長期的な計画です。

今回のプラン見直しに当たっては、事業内容等の必要な見直し・拡充・変更を行うとともに、平成28年5月25日の児童福祉法の一部改正により策定が義務付けられた「障害児福祉計画」としての位置付けも併せ持つ計画とします。

障害者計画……障害者基本法に基づき横浜市の障害者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画

障害福祉計画……障害者総合支援法に基づき円滑にサービス提供が進むよう、障害福祉におけるサービスごとに必要な見込み量を定めた計画

障害児福祉計画……児童福祉法に基づき障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するための計画

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第3期 横浜市障害者プラン					
障害者計画					
障害福祉計画			障害福祉計画 障害児福祉計画		

2 プランに位置付ける「障害児福祉計画」部分

プランは、「ライフステージを通じた一貫した支援」の視点を持って取りまとめられており、既に現在のプランに書き込まれています。

【障害児福祉計画部分として、位置付けられる事項】

- 障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 都道府県が定める区域ごとに、当該区域における各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 各年度の障害児入所施設の必要入所定員総数

【プランの構成】

※ 障害児福祉計画は、障害福祉計画と一体のものとして作成可。

児童福祉法 第33条の20（抄）

4 都道府県障害児計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条第1項に規定する都道府県障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

1. 第3期横浜市障害者プラン市民説明会の開催状況について

平成27年度から平成32年度までを計画期間とする「第3期横浜市障害者プラン」に係る市民説明会を開催し、平成27年度の取組状況と平成28年度の取組内容等を市民の方々に説明しました。

1 日時・会場

かい 回	ひ 日にち	じかん 時間	ばしょ 場所
だい かい 第1回	へいせい ねん がつ にち すい 平成28年11月2日(水)	じ じ ふん 11時～12時30分	けんこうふくしそごうせんたー 健康福祉総合センター かいほーる 4階ホール
だい かい 第2回	へいせい ねん がつ にち すい 平成28年11月9日(水)	じ じ ふん 14時～15時30分	よこはまらぼーる 横浜ラポール らぼーるシアター
だい かい 第3回	へいせい ねん がつ にち にち 平成28年11月13日(日)	じ じ ふん 11時～12時30分	とつかこうかいどう こうどう 戸塚公会堂 講堂

2 説明内容

横浜市障害者プランの取組状況について
(平成27年度における進捗状況、平成28年度の目標等)

3 来場者数

延186名(第1回:79名、第2回:79名、第3回:28名)
【参考】27年度:223名(第1回:132名、第2回:42名、第3回:49名)

4 説明会で頂戴した主な御意見

別紙資料2-1のとおり。

せつめいかい ちょうだい おも ごいけん
説明会で頂戴した主な御意見

てーま 1 で あ たす あ
「テーマ1 出会う・つながる・助け合う」について

○ 「普及・啓発」に関すること

- ・ 目に見えない障害についても、理解と対策を進めて頂きたいです。
- ・ 子どものうちに障害があることに気付いてもらえず、いじめにあつて自立できずにいる障害者の支援についても、検討していただきたいと思ひます。
- ・ やまゆり園事件の背景には、障害者への根強い偏見があると思ひます。地域の様々な場面で障害者と交流する機会や啓発が必要だと思ひます。

○ 「情報の保障」に関すること

- ・ バリアフリーという事がよく言われますが、物理的なバリアの解消はかなり進んでいると思ひますが、情報のバリアフリーがどこまで進んでいるか気になります。これからは、情報のバリアフリーにも力を入れてほしいと思ひます。

○ 「災害対策」に関すること

- ・ 東日本や熊本での地震の現実を見ても大きな問題になると思ひます。スピード感をもって取り組んでほしいです。
- ・ 地域防災拠点訓練に参加しましたが、「障害者 = 車イスの人」という認識で、それ以外の障害者への配慮は何ら無い訓練でした。

てーま 2 す く
「テーマ2 住む、そして暮らす」について

○ 「住まい」に関すること

- ・ 行動障害のある方の住まいの検討について、対応する施設、グループホーム等の職員の支援力向上研修は、全ての施設から参加できるように実施してもらいたいです。
- ・ 現状のグループホームの枠にとらわれず、新しい姿を具体的に考えてもらいたいです。
- ・ 地域という聞こえは良いが、入所施設を作らないということでしょうか。また、その受け皿としてのグループホームの数は少ないと思ひます。
- ・ グループホームになかなか入居できません。いつも不安でたまりません。

○ 「暮らし」に関すること

- ・ 地域も今は高齢者が多く、民生委員の方々も高齢となり、本当に地域で暮せるのか、疑問です。
- ・ 学校は福祉につながるだけでなく、人生支援ととらえて一人ひとりの進路を考えていますが、先を見越した進路支援がとても難しい状況に陥っています。あんしん施策を通して名実ともに「安心」な横浜になることを強く望みます。

「テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす」について

○ 「健康・医療」に関すること

- ・ 入院時コミュニケーション事業はもちろんのこと、医療従事者研修に、より力を入れて欲しいです。

「テーマ4 いきる力を学び・育む」について

○ 「教育」に関すること

- ・ 学齢期の子どもたちを支援するための福祉的側面を学校に与えていくことが必要だと思います。教育現場にこそ、自己選択、自己決定の文化が根付くよう努力してもらいたいです。

○ 「人材の確保・育成」に関すること

- ・ 「障害福祉の魅力が伝わる企画の検討」とありますが、職員を募集してもなかなか応募がない状況や、いったん福祉の現場に就職しても短期間で辞める職員も少なくないという現状を、どのように考えているのでしょうか。事業所の努力も必要ですが、それだけではどうにもなりません。仕事を長く続けられるよう、体制づくりや、福祉に関わる仕事をもっと評価するための施策が必要だと思います。
- ・ ガイドヘルパー等について、利用できる時間数が足りません。外出する機会が制限されることは、社会参加が制限されていることと同じだと思います。行きたいところに行けないことや、やりたいことが出来ない事も多く、もう少し、臨機応変になれば強く思います。
- ・ 色々な取組をしている事は分かりましたが、人材が足りないために不十分な現状にあると思います。目指しているプランがちゃんと中身のあるもの、当事者が本当に安心できるものになってほしいと思いました。
- ・ 予算に限りがある中で、良いものを作るのであればソフト面の強化に向かないと、将来的にお金が不足してしまうのではないかと心配しています。
- ・ 今後の施策を進めていくうえで、人材の確保や定着にさらに力を入れるとともに、研修に力を入れることが大切であると思います。

「テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ」について

○ 「就労」に関すること

- ・ 市内の全ての特例子会社を紹介したパンフレットを作成し、ハローワーク・特別支援学校・就労支援施設などに配布してほしいです。
- ・ 障害者週間などの機会に、特例子会社に関するイベントを開催していただけたらありがたいです。

○ 「日中活動」に関すること

- ・ 現在、特別支援学校、養護学校の在学者数は年々増えています。さらに、障害も多様化、重度化しており、現在の日中活動先だけでは対応できず、学校を卒業した後、「生活の場が無い」という子どもが出るかもしれません。各機関が連携して計画的に進めていく必要があると思います。是非、行政で具体的なプランを作っていただきたいです。

○ その他、プランや説明会に関する感想など

- ・ たくさんのプラン、これらが全てきちんと達成できれば、素晴らしいと思います。
- ・ 初めてこのような説明会に参加させて頂きました。取組等が分かりとても勉強になりました。
- ・ 大変きめ細かく、広範囲に渡り様々な施策を展開しているご努力に敬服します。予算の問題もあると思いますが着実に進めて頂きたいと思います。
- ・ 貴重な意見もあり、ためになりました。案内図に地下鉄出口の番号も載せていただきたいです。
- ・ 説明会の周知をきちんとしてほしいと思います。やはり情報の発信について、必要な人に届くようにしてもらいたいと思いました。
- ・ 初めて説明会に参加しました。プランの内容等、分かりやすかったです。
- ・ 市民説明会を開催する趣旨、位置付けを冒頭で説明すると、より理解が深まると思います。
- ・ 障害者プランについて、よく分かっていませんでした。今回参加させて頂き、状況や情報が分かりました。ありがとうございました。
- ・ 進捗の評価は、第三者が行うもので、当事者がするものではないと思います。

しりょう
資料 3

へいせい ねん ど せん もん い いん かい かつ どう ほう こく
平成28年度専門委員会の活動報告について

1 障害者施策検討部会

1 設置目的

障害者施策検討部会は、横浜市の障害者福祉に関わる重要な施策及び事業について障害者施策推進協議会での審議を円滑に進行するために、案件の具体的な検討を行うことを目的として設置します。

2 委員

委員数 13名

[構成] 当事者 3名 家族等 2名 障害福祉事業者 5名
学識経験者 3名

《委員名 (H29.3.1時点)》

※会長以下 五十音順

部長 渡部 匡隆

横浜国立大学 教育人間科学部 特別支援教育講座 教授

赤川 真 横浜市グループホーム連絡会 副会長

大友 勝 特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会 代表

大羽 更明 特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長

坂田 信子 横浜市心身障害児者を守る会連盟 事務局長

鈴木 敏彦 和泉短期大学 児童福祉学科 教授

須山 優江 横浜市中途失聴・難聴者協会 理事

多田 葉子 社会福祉法人偕恵園 偕恵シグナル 施設長

中根 幹夫 社会福祉法人共生会 どんとこい・みなみ 所長

奈良崎 真弓 本人の会 サンフラワー

平井 晃 横浜市車椅子の会 会長

森 和雄 横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター 担当理事

森 恵 神奈川県立保土ヶ谷養護学校 長

3 平成28年度検討内容

第1回 平成28年10月7日 (金)

ぎだい
【議題】

だい きよこはまししょうがいしゃぶらん かいてい
第3期横浜市障害者プランの改定について

だい かい へいせい ねん がつ にち もく
第2回 平成29年3月9日(木)

ぎだい
【議題】

だい き よこはまし しょうがいしゃぶらん みなお
第3期横浜市障害者プランの見直しについて

【報告事項】

だい きよこはまししょうがいしゃぶらん しみんせつめいかい かいさいじょうきょう
第3期横浜市障害者プラン市民説明会の開催状況について

2 発達障害検討委員会

1 設置目的

発達障害者支援法が施行されたことに伴い、市内の発達障害児・者について、各ライフステージに対応する支援体制の整備を図り、発達障害児・者の福祉の向上を図ることを目的として、横浜市発達障害検討委員会を設置します。

2 委員

委員数	10名	[構成]	障害者やその家族	2名
			学識経験者	2名
			医療従事者	2名
			障害者の福祉に従事する者	3名
			教育関係者	1名

《委員名 (H29. 3. 1時点)》

※五十音順 (部会長を除く)

部会長	渡部 匡隆	横浜国立大学
	岩佐 光章	横浜市総合リハビリテーションセンター
	齋藤 共代	横浜市北部地域療育センター
	坂上 尚子	にじの会
	高木 一江	横浜市中部地域療育センター
	寺田 純一	かながわ地域活動ホームほのぼの
	中野 美奈子	横浜市自閉症児・者親の会
	西尾 紀子	横浜市発達障害者支援センター
	平田 幸宏	東洋英和女学院大学
	渡邊 英則	ゆうゆうのもり幼保園 港北幼稚園

3 平成28年度検討内容

第1回(第39回) 平成28年6月29日(水)

【議題】

- 発達障害検討委員会の目的等について
- 発達障害検討委員会における前期での取組について
- 発達障害検討委員会における今期の検討内容等について

(4) しょうがっこうにゅうがくじ しえん とりくみじょうきょう かだい
小学校入学時における支援の取組状況、課題について

だい かい だい かい へいせい ねん がつ にち きん
第2回(第40回) 平成28年12月9日(金)

ぎだい
【議題】

- (1) ちいきりょういくせんたー しえんきかん とりくみじょうきょう かだい
地域療育センターをはじめとした支援機関による取組状況、課題
について
- (2) ちゅうかん かだいかいけつ む けんとう
中間とりまとめ(課題解決に向けた検討)について

だい かい だい かい へいせい ねん がつ にち か
第3回(第41回) 平成29年3月14日(火)

ぎだい
【議題】

- (1) ちゅうかん かだいかいけつ む けんとう ほうこうせい
中間とりまとめ(課題解決に向けた検討の方向性)について

3 横浜市障害者就労支援推進会議

1 設置目的

横浜市内において、福祉・教育・労働・経営・行政等の各分野が連携し、障害者の就労支援基盤を強化し、地域による障害者の就労支援機能を向上させるため、横浜市障害者就労支援推進会議を設置します。

2 委員

委員数 10名

[構成]	学識経験者	1名
	障害者団体	1名
	労働	1名
	就労支援機関	2名
	福祉	1名
	企業	2名
	医療	1名
	当事者	1名

《委員名 (H29.3.1時点)》

委員長	松為 信雄
	石川 祐子
	倉澤 直巳
	坂本 哲也
	田中 洋子
	長谷 茂幸
	平野 道器
	望月 明広
	山田 進弘
	吉宮 毅

※委員長以下	五十音順
文京学院大学	客員教授
横浜市心身障害児者を守る会連盟	
ホンザキ 湘南株式会社	
横浜公共職業安定所	
株式会社ココット	代表取締役
横浜西部就労支援センター センター長	
ピアサポート株式会社 代表取締役社長	
横浜市神奈川区生活支援センター	
株式会社山装	代表取締役
公益財団法人積善会 日向台病院	

3 平成28年度検討内容

第1回 平成28年7月1日(金)

【議題】

- (1) 障害者就労支援センターについて
 - ア 障害者就労支援センターにおける自己点検及び有識者ヒアリングの実施について
 - イ 障害者就労支援センターのあり方検討について
- (2) 障害者就労啓発事業について
 - ア 障害者雇用のための企業交流会、出前講座の開催について
 - イ 障害者雇用好事例データベースについて
 - ウ 今後の企業啓発事業について
 - エ 施設職員を対象とした就業体験の実施について
 - オ 横浜市役所における障害者雇用事業について

【報告】

- (1) 障害者共同受注・優先調達推進事業について
 - ア よこはま障害者共同受注総合センターの実績について
 - イ 障害者就労施設等からの優先調達における平成27年度実績の報告及び28年度方針の策定について
- (2) 平成28年度予算概要について

第2回 平成28年10月21日(金)

【議題】

- (1) 障害者就労支援センターについて
 - ア 障害者就労支援センターのあり方検討について

【報告】

- (1) 障害者就労啓発事業について
 - ア 福祉職員を対象とした就業体験の実施について
 - イ 障害者雇用のための企業交流会の開催について
 - ウ 「働きたい！あなたのシンポジウム」の開催について
 - エ 横浜市役所における障害者雇用事業について
- (2) 障害者共同受注・優先調達推進事業について
 - ア よこはま障害者共同受注総合センターの進捗状況について

だい かい へいせい ねん がつ にち きん
第3回 平成29年2月17日(金)

ぎ だい
【議題】

- (1) しょうがいしゃしゅうろうしえん
障害者就労支援センターについて
- ア しょうがいしゃしゅうろうしえん たい てんけんひょうか じっし
障害者就労支援センターに対する点検評価の実施について
- イ しょうがいしゃしゅうろうしえん かたけんどう
障害者就労支援センターのあり方検討について

ほうこく
【報告】

- (1) しょうがいしゃしゅうろうけいはつじぎょう
障害者就労啓発事業について
- ア しょうがいしゃこよう きぎょうこうりゅうかい じっし
障害者雇用のための企業交流会の実施について
- イ しょうがいしゃこようこうじれい
障害者雇用好事例データベースについて
- ウ はたら じっし
「働きたい！あなたのシンポジウム」の実施について
- エ よこはまやくしょ しょうがいしゃこようじぎょう
横浜市役所における障害者雇用事業について
- (2) しょうがいしゃきょうどうじゅちゅう ゆうせんちょうたつすいしんじぎょう
障害者共同受注・優先調達推進事業について
- ア しょうがいしゃきょうどうじゅちゅうそうごう しんちよくじょうきょう
よこはま障害者共同受注総合センターの進捗状況について
- (3) へいせい ねん どのよきんがいう
平成29年度予算概要について

4 横浜市障害者後見的支援制度検証委員会

1 設置目的

障害者が地域で安心して暮らすために必要な身近な地域での見守りや本人の希望と目標に基づき、生活のための支援等を行う後見的支援制度を、その理念に基づき、円滑かつ効果的に機能させるため、制度全体を検討することを目的として、横浜市障害者後見的支援制度検証委員会を設置します。

2 委員

委員数	7名	[構成]	家族等 当事者 学識経験者 障害福祉事業者	2名 1名 1名 3名
-----	----	------	--------------------------------	----------------------

《委員名 (H29. 3. 1時点)》

※五十音順 (部会長を除く)

部会長	八島 敏昭	横浜市心身障害児者を守る会連盟 代表幹事
	斉藤 達之	つるみ地域活動ホーム幹 所長
	坂田 信子	横浜市心身障害児者を守る会連盟 事務局 長
	たきざわ 久美子	横浜市社会福祉協議会障害者支援センター
	瀧澤 久美子	横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター
	徳田 暁	横浜市あんしんマネジャー
	わかお 恵子	神奈川県弁護士会
	和田 千珠子	横浜市社会福祉協議会横浜生活あんしんセンター事務 長
		あさひくちいきせいかつしえんきよてん 旭区地域生活支援拠点ほっとぽっと ピアスタッフ

3 平成28年度検討内容

第1回 平成28年7月28日 (木)

【議題】

- (1) 障害者後見的支援制度の現況について
- (2) 後見的支援運営法人現場訪問に係る報告について
- (3) その他

第2回 平成29年2月2日 (木)

【議題】

- (1) 障害者後見的支援制度の現況について
- (2) その他

5 よこはまししゅうたてもの かつよう しょうがいしゃこようそうしゅつ しゅうろうけいはつじぎょう 横浜市市有建物を活用した障害者雇用創出・就労啓発事業に

うんえいじぎょうしゃせんていいいんかい おける運営事業者選定委員会

1 設置目的

しゅうたてもの かつよう しょうがいしゃ しゅうろう ば そうしゅつ しょうがいしゃこよう けいはつ おこなううんえいじぎょう
市有建物を活用して障害者の就労の場を創出し、かつ障害者雇用の啓発を行う運営事業者を、公平かつ適正に選定するため、本委員会を設置します。

2 委員

委員数	6名	[構成]	学識経験者	2名
			地域福祉関係者	1名
			労働行政関係者	1名
			弁護士	1名
			公認会計士	1名

《委員名 (H29.3.1時点)》	※委員長以下	五十音順
委員長	文京学院大学	客員教授
松為 信雄	荒井清志公認会計士事務所	
荒井 清志	横浜市立大学	教授
影山 摩子弥	横浜市立大学CSRセンター	エルエルピー 長
清原 轄家	横浜市浦舟地域ケアプラザ	所長
玉置 英子	横浜公共職業安定所	次長
森 和雄	横浜市社会福祉協議会	障害者支援センター 担当理事

3 平成28年度検討内容

第1回 平成29年2月8日 (水)

【議題】

- 募集要領の内容について
- 運営事業者の選定方法について

しょうがいしゃさべつ かいしょう かん し とりくみじょうきょう
障害者差別の解消に関する市の取組状況について

おも とりくみ がつ がつ
【主な取組（11月～3月）】

けいはつかつどうとう
1 啓発活動等

しょうがい ひと しょうがい ひと こうりゆう とお けいはつかつどう
(1) 「障害のある人と障害のない人との交流を通じた啓発活動」

しょうがいしゃさべつかいしょうほう しこうまえ し おこな とりくみ けんどう しょう
障害者差別解消法の施行前に、市が行うべき取組についてご検討いただいた障

がいしゃさべつかいしょうけんどうぶかい いけん もと しょうがい ひと しょうがい ひと きがる ふん
害者差別解消検討部会のご意見を基に、「障害のある人と障害のない人が気軽な雰

い き なか こうりゆう きかい もう なか しょうがい りかい ひろ
囲気の中で交流することができる機会を設け、その中で障害の理解を広げていく」

とりくみ すす
取組を進めています。

ねんど いたくじぎょうしゃ しんこう もと しょうがい ひと しょうがい ひと きょうつう
28年度は、委託事業者による進行の下で、障害のある人と障害のない人が共通し

きょうみ も いっしょ かつどう こうりゆう ば きかく わーく
て興味を持っていることについて一緒になって活動する「交流の場」の企画をワーク

しょっ ぶどう さんかしゃ はな あ かたち
ショップ等の参加者が話し合っ形にしました。

ねんどいこう きかく ひろ さんかしゃ つの じっし がつ
29年度以降は、その企画を広く参加者を募って実施してまいります。〔11月～〕

がつ にち ど にち にち おもろ らいふ ぼーてい
1月21日（土）・22日（日） O!MORO LIFE パーティー

がつ にち にち おもろ らいふ わーくしょっ ぶ
2月5日（日） O!MORO LIFE ワークショップ

がつ にち ど おもろ らいふ わーくしょっ ぶ
2月25日（土） O!MORO LIFE ワークショップ

がつ にち げつ にち ど おもろ らいふ きゃらぼん
3月20日（月）・25日（土） O!MORO LIFE キャラバン



こうほう けいさい
 (2) 広報よこはまへの掲載

こうほう じんけんとくしゅう きじ けいさい がつ
 広報よこはまの人権特集に記事を掲載しました。〔11月〕

人権特集 12月4日～10日は人権週間です

誰もがいきいきと暮らせる よこはまを目指して

わたしたちは、誰もが、かけがえのない存在であり、
 多様な個性と豊かな可能性を持っています。

☎ 市民局人権課 ☎ 671-2379 ☎ 681-5453

お互いに尊重し合い、共に生きる社会を目指して……
人権について、一緒に考えてみませんか

**障害のある人も障害のない人も
暮らしやすいよこはまを目指して**

4月にスタートした障害者差別解消法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いを尊重し合う共生社会の実現を目的としています。

■社会モデルで考えてみませんか？

障害者差別解消法が目指す差別の解消は、「社会モデル」の考え方を踏まえています。例えば、街の中で車いすを利用している人が段差を上げられないのは「その人に障害があるから」と個人の問題として捉えるのではなく「スロープがないから」と考え、こうした障害（障壁）を社会の課題として捉え、取り除いていくとするものです。

社会の中のさまざまな障壁を取り除くことができるよう、障害のある人との対話を通して、一人ひとりが考え、行動することで、障害のある人も障害のない人も暮らしやすい横浜の実現を目指していきましょう。

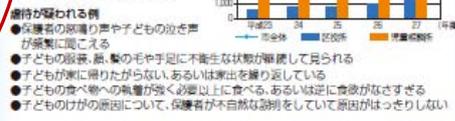


☎ 健康福祉局障害企画課 ☎ 671-3601 ☎ 671-3566

みんなでSTOP！子ども虐待

よこはま子ども虐待ホットライン **0120-805-240** 24時間 365日

児童虐待についての通告や相談に対し、調査対応を行った27年度の件数は、5,470件と過去最多です。皆さんの関心の高まりにより、早期に相談をいただき、深刻な虐待に至る前に必要な支援につながっています。子どもや保護者からの小さなサインに気づいたら、居住区の区役所子ども家庭支援課に相談、または「よこはま子ども虐待ホットライン」に連絡してください(匿名可)。虐待は子どもの心と体には重大な影響を及ぼす人権侵害です。地域で虐待から子どもを守りましょう！



☎ こども青少年局子ども家庭課 ☎ 671-4288 ☎ 681-0925

なくそう！DV 絶対に許さない！配偶者や恋人からの暴力(DV)

DVは、配偶者や恋人など親密な関係にある相手を、対等なパートナーと認めず、殴る、蹴る、脅す、大声でどなる、しつこく責める、行動を制限するなどして、相手を支配しようとする暴力行為です。暴力は犯罪であり、重大な人権侵害です。どんな理由があろうと決して許されません。

パートナーが怖いと怯えていますか。「家庭内の問題だから」「自分にも悪いところがあるから」と我慢していませんか。決して自分を責めないでください。暴力の責任はふるった側にあります。誰もが暴力を受けずに安全に暮らす権利があります。支配したり、されたりする関係ではなく、お互いが尊重しあい、信頼しあう関係でいたいと思うのは当たり前のことです。

一人で悩まずに、市DV相談支援センターへ相談してください。私たち一人ひとりが、DVを社会全体の問題として理解・認識し、暴力を許さない姿勢を示しましょう。



☎ 政策局男女共同参画推進課 ☎ 671-2035 ☎ 663-3431
 ☎ 市DV相談支援センター ☎ 671-4275 ☎ 865-2040

犯罪被害にあうということ

犯罪や事故に巻き込まれることは、誰にでも起こりうることです。しかし、多くの人は「犯罪は自分とは縁がない」「日頃から気をつけているから大丈夫」などと思い、「被害者には、何か原因があるのでは？」などと、被害者に何かしら落ち度があるかのようになってしまうことがあります。

被害者は、犯罪被害そのものによって苦しめられるだけでなく、周囲の人たちの無理解から、責められたり、興味本位の質問や事実とは異なるうわさを流されたりすることで、さらに傷つきます。周囲は、被害者が孤立せず地域で支えていける社会を目指し、同情や憐れみではなく、共感し、理解する気持ちで接してください。

「犯罪被害者相談室」では、被害にあわれた人からの相談を受け支援しているほか、犯罪被害者への理解が深まるよう、講演会などの啓発事業も行っています。



☎ 市民局人権課 ☎ 671-2379 ☎ 681-5453
 ☎ 市犯罪被害者相談室(相談専用) ☎ 671-3117 ☎ 681-5453

2 障害者差別解消支援地域協議会の開催

この地域協議会は、障害を理由とする差別に関する相談事例の共有や情報交換を行うとともに、障害を理由とする差別の解消に関する様々な課題の協議を役割として行います。第2回会議を11月29日に開催し、相談対応、啓発活動に関する意見交換等を行いました。

3 障害者差別の相談に関する調整委員会の開催

この調整委員会は、事業者への相談や事業の担当部署等への相談によっても解決が図られない事案（事業者による差別事案）を対象に、本人等からの申出に基づき、小委員会を編成してあっせんを行うことを役割としています。あっせんを行った場合は、事案の概要を公表する予定です。

第2回会議（全体会議）を11月4日に、第3回会議（全体会議）を3月3日に開催し、申出事案について情報を共有するとともに、あっせん手続の基本的な流れなどについて議論を行いました。また、あっせんの申出に応じて小委員会を開催し、審議を継続しています。

あっせんの申出件数：3件（平成29年2月末現在）

※あっせん手続の終了後、概要を市ホームページに掲載予定（事業者の名称等は除く）。

4 区役所窓口における手話通訳対応の充実

5月から開始した取組の実績は以下のとおりです。

(1) 手話通訳者の配置のモデル実施（中区・戸塚区で半日・週2回）

80件（中区：38件、戸塚区：42件） 2月末現在（5月17日開始）

(2) タブレット端末を活用した手話通訳対応の実施（全区）

68件 2月末現在（5月27日開始）

5 職員研修の実施

各区局においても障害者差別解消法に関する研修を独自に実施していますが、全職員を対象に、法律のポイントを確認し、障害者差別解消に関する対応を学ぶためのeラーニングを昨年度に続き実施中です。

(参考) 今後実施予定のもの

1 事業者が実施する従業員研修等への協力の取組

主に障害者差別解消支援地域協議会の委員のうち、障害のある方又は障害のある方のご家族でご協力いただける方にご登録をいただき、障害者差別解消に関する研修講師についての情報を本市ウェブサイトへの掲載等により事業者に提供し、事業者と研修講師とのマッチングが図られるようにします。

2 市から市民宛の通知に関する点字等の対応

視覚障害のある人への情報の保障に関する取組として、市民宛の通知について、視覚障害のある人からの申出に基づき、点字等の媒体によるものを提供してまいります。29年度下半期からの実施に向けて準備を進め、実施可能な通知から順次進めてまいります。

しょうがいしゃしゅうろうけいはつじぎょう こうきょうしせつかつようじぎょう 障害者就労啓発事業（公共施設活用事業）について

1 しゅし 趣旨

へいせい ねん がつ ねんどだい かいよこはまししょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい しょうがいしゃしゅうろうけいはつじぎょう
平成28年10月の28年度第2回横浜市障害者施策推進協議会において、障害者就労啓発事業
として民間事業者^{みんかんじぎょうしゃ}に有償^{ゆうしょう}で貸し付けていた南区^{みなみく}にある浦舟複合福祉施設^{うらふねふくごうふくししせつ}の一部^{いちぶ}について、契約^{けいやく}
満了^{まんりょう}に伴い、新規事業者^{しんきじぎょうしゃ}の公募^{こうぼ}を行うこととし、事業者^{じぎょうしゃ}の選定^{せんてい}にあたっては、本協議会^{ほんきょうぎかい}に下部
組織^{そしき}を設けると説明^{せつめい}しました。

この度^{たび}、下部組織^{かぶそしき}を設置^{せっち}し、事業者^{じぎょうしゃ}の公募^{こうぼ}を開始^{かいし}しましたので、報告^{ほうこく}します。

2 かぶそしき 下部組織について

(1) かぶそしきめい 下部組織名

よこはまししゅうたてもの かつよう しょうがいしゃ こよう そうしゅつ しゅうろうけいはつじぎょう うんえいじぎょうしゃ せんてい
横浜市市有建物^{よこはまししゅうたてもの}を活用^{かつよう}した障害者雇用創出^{しょうがいしゃ こよう そうしゅつ}・就労啓発事業^{しゅうろうけいはつじぎょう}における運営事業者選定^{うんえいじぎょうしゃ せんてい}
委員会^{いいんかい}（以下「委員会」^{い か いいんかい}という。）

じぎょうしゃせんてい せんもんてき しょうさい ちょうさまた とうぎ おこなうひつよう ほんきょうぎかい
事業者選定^{じぎょうしゃせんてい}においては、専門的かつ詳細な調査^{せんもんてき}又は討議^{しょうさい}を行う必要^{ちょうさまた}があるため、本協議会^{とうぎ}の
下部組織^{かぶそしき}として、当委員会^{とういいんかい}で専門的^{せんもんてき}な審議^{しんぎ}をした後^{あと}、本協議会^{ほんきょうぎかい}に諮り^{はか}ります。

(2) いいんこうせい 委員構成

まつい のぶ お ぶんきょうがくいんだいがく きやくいんきょうじゅ
松為 信雄 文京学院大学 客員教授

かげやま ま こ や よこはましりつだいがく きょうじゅ
影山 摩子弥 横浜市立大学 教授

よこはましりつだいがくシーエスアール エルエルビー ちょう
横浜市立大学 C S R センター L L P センター 長

きよはら かつや
清原 轄家

よこはましうらふねちいき しよちよう
横浜市浦舟地域ケアプラザ 所長

たまおき えいこ
玉置 英子

よこはまこうきようしよくぎょうあんていじよ じちよう
横浜公共職業安定所 次長

もり かずお
森 和雄

よこはまししゃかいふくしきょうぎかい しやうがいしやしえん たんとう り じ ほんきやうぎかいじん
横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター担当理事 (本協議会委員)

あらい きよし
荒井 清志

あらいきよし こうにんかいけいしじむしよ
荒井清志公認会計士事務所

3 スケジュール

へいせい ねん がつ にち
平成28年10月26日

ねんどだい かいよこはまししやうがいしやしえさくすいしんきやうぎかい かぶそしきせつち しやうにん
28年度第2回横浜市障害者施策推進協議会 (下部組織設置の承認)

ねん がつ か
29年2月8日

だい かいじんかいかいさい ぼしゆうようりやうおよびせんていほうほう しんぎ
第1回委員会開催 (募集要領及び選定方法の審議)

がつ にち
2月23日

ぼしゆうようりやうこうひやう
募集要領公表

がつ にち
3月29日

おうぼうけつかけかいし
応募受付開始

がつ にち
3月30日

ねんどだい かいよこはまししやうがいしやしえさくすいしんきやうぎかい けいかほうこく
28年度第3回横浜市障害者施策推進協議会 (経過報告)

がつ にち
4月11日

おうぼしめきり
応募締切

がつ
5月

だい かいじんかいかいさい じぎやうしやこうほせんてい
第2回委員会開催 (事業者候補選定)

がつ
6月

ねんどだい かいよこはまししやうがいしやしえさくすいしんきやうぎかい じぎやうしやけつてい
29年度第1回横浜市障害者施策推進協議会 (事業者決定)



平成 29 年 度

予 算 概 要

～ 障害児者施策 抜粋版 ～

健 康 福 祉 局

こども青少年局

教 育 委 員 会



平成 29 年 度

予 算 概 要

(抜粋版)

健康福祉局

健康福祉局予算案の考え方

本格的な高齢化が急速に進展する中、支援を必要とする高齢者、障害者、生活困窮者等の増加に伴い、福祉・保健に対する市民ニーズは多様化し増大しています。

このような状況の中で、福祉・保健分野において今後も市民生活の安心・安全を確保するために、最終年度となる中期4か年計画や、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画など、各種計画の目標達成に向けた施策を着実に実施するとともに、次期中期計画策定に向けて、10年、20年先を見据え、将来に渡って持続可能な施策の充実を目指し、健康づくりをはじめとした各種取組を推進していくことが必要です。

そこで、平成29年度は、

- 1 370万人の健康づくりと疾病予防の推進・市民のあんしん確保
- 2 地域包括ケアの推進とシニアパワーの発揮
- 3 障害者福祉施策の推進
- 4 生活困窮者の自立に向けた支援の強化
- 5 ニーズに即したタイムリーな対応

を5つの柱として掲げ、優先的に取り組む予算としています。主な取組として、

370万人の健康づくりと疾病予防の推進・市民のあんしん確保では、健康・予防施策を重視した取組を展開し、ウォーキングポイントや健康経営の普及を軸として健康ライフスタイルの浸透を図り、「健康寿命日本一」を目指します。また、小児医療費助成を小学6年生まで拡大します。

地域包括ケアの推進とシニアパワーの発揮では、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護サービスや生活支援サービスの充実を図るとともに、医療と介護の連携を進めます。また、施設や住まいの整備・供給と医療的ケアが必要な方などの受入れ促進に取り組みます。さらに、元気な高齢者が活躍できるように、社会活動への参加や健康づくり・介護予防の取組を支援します。

障害者福祉施策の推進では、障害者が自己選択・自己決定のもと地域で安心して暮らしていけるよう、引き続き第3期障害者プランを推進します。また、東京2020パラリンピック競技大会開催を契機として、障害者のスポーツや文化活動を一層推進します。さらに、障害者差別の解消に向けた取組を継続して実施します。

生活困窮者の自立に向けた支援の強化では、就労・家計・健康管理など、様々な角度から生活保護受給者や生活困窮者に対する自立支援を推進するほか、貧困の連鎖を断ち、将来の自立に向けた子どもの学習支援を強化します。

ニーズに即したタイムリーな対応では、いわゆる「ごみ屋敷」対策や災害時要援護者支援など、今必要とされている取組に注力します。

これらの取組を通じ、市民の皆様の「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」を目標に、福祉・保健における市民生活の安心・安全の確保に向け、職員一丸となって取り組んでいきます。

健康福祉局予算案総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項目	28年度	29年度	増△減	増減率(%)	備考
7款 健康福祉費	314,444,404	319,246,719	4,802,315	1.5	
1項 社会福祉費	47,112,313	44,909,642	△ 2,202,671	△ 4.7	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費
2項 障害者福祉費	98,136,738	102,853,307	4,716,569	4.8	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3項 老人福祉費	9,522,438	9,900,892	378,454	4.0	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4項 生活援護費	132,216,340	133,476,411	1,260,071	1.0	生活保護費、援護対策費
5項 健康福祉施設整備費	7,306,908	7,227,658	△ 79,250	△ 1.1	健康福祉施設整備費
6項 公衆衛生費	17,210,316	17,883,758	673,442	3.9	健康安全費、健康診査費、健康づくり費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
7項 環境衛生費	2,939,351	2,995,051	55,700	1.9	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
17款 諸支出金	111,202,988	114,828,752	3,625,764	3.3	
1項 特別会計繰出金	111,202,988	114,828,752	3,625,764	3.3	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	425,647,392	434,075,471	8,428,079	2.0	

(特別会計)

国民健康保険事業費会計	403,749,452	406,084,702	2,335,250	0.6
介護保険事業費会計	267,606,226	288,514,868	20,908,642	7.8
後期高齢者医療事業費会計	71,583,718	74,478,470	2,894,752	4.0
公害被害者救済事業費会計	39,659	47,058	7,399	18.7
新墓園事業費会計	750,000	2,725,160	1,975,160	263.4
特別会計計	743,729,055	771,850,258	28,121,203	3.8

健康福祉局一般会計予算案の財源

	28年度	29年度
特定財源	(43.7)	(43.1)
	186,042,493	187,137,327
一般財源	(56.3)	(56.9)
	239,604,899	246,938,144
合	(100)	(100)
計	425,647,392	434,075,471

() 内は構成比

Ⅲ 障害者施策の推進

～障害福祉主要事業の概要～

1 障害者総合支援法に関する主な事業

介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業等	障害者地域活動ホーム運営事業	障害児・者の地域での生活を支援する拠点として「障害者地域活動ホーム」を設置するとともに、事業委託及び運営費助成を行います。【事業概要16】
	精神障害者生活支援センター運営事業	精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の運営を行います。【事業概要16】
	地域活動支援センター (障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型)	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センター(障害者地域作業所型等)に対して助成を行います。【事業概要16】
	障害者自立生活アシスタント事業	地域で生活する単身等の障害者に対し、地域活動ホーム、生活支援センター等に配置した専任の支援職員による支援を行い、地域生活の継続を図ります。【事業概要16】
	居宅介護事業	身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者が、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを利用して、在宅生活を送れるように支援します。【事業概要16・21】
	障害者グループホーム設置運営等事業	日々の生活の場であるグループホームにおいて、障害者が世話人(職員)から必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送れるように支援します。【事業概要18】
	障害者相談支援事業	計画相談の対象範囲を広げるとともに、障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。【事業概要19】
	生活介護事業(補装具・日常生活用具)	身体障害児・者の身体機能を補う用具、日常生活の便宜を図るための各種用具の給付等を行います。
	重度障害者入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な重度障害者に、施設入浴及び訪問入浴を行うことで、入浴の機会を提供します。
	精神障害者医療費公費負担事業	精神障害者の適正な医療を普及するため通院医療費の一部を公費負担するほか、措置入院に要する費用を公費負担します。
	障害者支援施設等自立支援給付費	施設に入所又は通所している障害者が障害福祉サービス等を利用することで、日常生活の自立に向けた支援を受けたり、就労に向けた訓練を行います。【事業概要17】
障害児・者短期入所事業	在宅の障害児・者の介護者や家族が疾病や冠婚葬祭等により介助できない場合や、疲労回復を図る場合に、障害児・者が施設等を利用することで在宅生活を支援します。	

2 その他の事業

その他の事業	発達障害者支援体制整備事業	発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。【事業概要19】
	障害者就労支援事業	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等の事業を行います。【事業概要22】
	重度障害者医療費助成事業	重度障害者に対し、医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。【事業概要25】
	こころの健康対策	区局による自殺対策を充実し、関係機関や庁内関係部署との連携による総合的な自殺対策に取り組みます。また、依存症対策として、普及啓発や治療・回復プログラムの検討等を行います。【事業概要26】
	精神科救急医療対策事業等	神奈川県、川崎市、相模原市との協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行います。【事業概要27】
	自立生活移行支援助成事業	障害者の地域生活、就労への移行等のために必要な支援をする事業所に事業経費を助成します。

16	障害者の 地域生活支援	
本年度	218億495万円	
前年度	208億9,089万円	
差引	9億1,406万円	
本年度の 財源内訳	国	63億2,432万円
	県	31億6,216万円
	その他	217万円
	市費	123億1,630万円

事業内容

在宅生活を支える地域の拠点を運営するとともに、本人の生活力を引き出す支援の充実を図ることで、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。（**あんしん**と表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。）

1 後見的支援推進事業【中期】 **あんしん** 5億9,757万円

障害のある方が安心して暮らせるように、地域生活を見守る仕組みを、地域を良く知る社会福祉法人等と共に作っていきます。（29年3月から18区実施）

2 多機能型拠点運営事業〈拡充〉 **あんしん** 1億8,679万円

重症心身障害児・者など、常に医療的ケアが必要な人の地域での暮らしを支援するため、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点を運営します。（新規 西部方面1か所 累計3か所）

3 障害者地域活動ホーム運営事業〈拡充〉 57億9,400万円

障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。

また、ショートステイ事業に必要なスプリングラーの設置費用を助成します。

4 精神障害者生活支援センター運営事業〈拡充〉 **あんしん** 9億2,195万円

精神障害者の社会復帰、自立等を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う生活支援センターの運営費を助成します。（18区）

また、統合失調症を始めとする入院患者の地域生活への移行に向けた支援や地域生活を継続することを目的とした「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」をより一層進めます。（新規1区（金沢区） 累計12区）

5 地域活動支援センターの運営 **あんしん** 36億3,750万円

在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設に対して、その運営費を助成します。

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| (1) 地域活動支援センター（障害者地域作業所型） | 年度末見込み：94か所 |
| (2) 地域活動支援センター（精神障害者地域作業所型） | 年度末見込み：60か所 |
| 地域活動支援センター → 障害福祉サービス事業所 | 計18か所移行予定 |
| (17 障害者支援施設等自立支援給付費 参照) | |

6 障害者自立生活アシスタント事業 **あんしん** 3億887万円

地域で生活する单身等の障害者に対し専任の支援職員（自立生活アシスタント）による支援を行い、地域生活の継続を図ります。（累計40か所）

7 障害者ホームヘルプ事業 103億5,827万円

- (1) 身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害、知的障害、精神障害児・者に対し、ホームヘルプサービスを提供します。
- (2) 利用者見込 8,539人 総利用時間見込 251万6,218時間

17	障害者支援施設等自立 支援給 付費		事業内容 障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。 1 利用者数見込 延べ11,970人 (月平均) 2 主な障害福祉サービス (1) 施設入所支援 施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供 (2) 生活介護 施設に入所又は通所している人に対し、日中に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供 (3) 就労移行支援 一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に応じた職場の開拓、就労後の職場定着のための支援等を提供 (4) 就労継続支援 就労や生産活動の機会や、一般就労に向けた支援を提供 地域活動支援センター → 障害福祉サービス事業所計18か所移行予定 (16 障害者の地域生活支援 参照)
本 年 度	258億2,567万円		
前 年 度	233億6,459万円		
差 引	24億6,108万円		
本年度の 財源内訳	国	129億1,073万円	
	県	64億5,537万円	
	その他	—	
	市 費	64億5,957万円	

18	障害者グループホーム 設置 運 営 等 事 業		事業内容 1 設置費補助 2億1,150万円 障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等にかかる費用を助成します。 新設 47か所、移転 10か所 (うち新設7か所は障害児施設18歳以上入所者移行相当分) 2 運営費補助等 134億1,677万円 グループホームにおける家賃、人件費等の一部を補助することで、運営、支援の強化等を図ります。 763か所 (A型6、B型757) うち新設 47か所 3 スプリンクラー設置費補助 6億2,039万円 平成27年4月から義務化された、スプリンクラーの設置にかかる費用を助成します。 (新設・移転ホーム分：25か所、既設ホーム分：142か所) 4 高齢化・重度化対応事業 あんしん 5,693万円 医療的ケア等が必要となる入居者に対応するため、看護師等を配置する高齢化及び重度化対応グループホーム事業を継続実施します。また、既存ホームのバリアフリー改修に助成を行います。
本 年 度	143億559万円		
前 年 度	130億4,375万円		
差 引	12億6,184万円		
本年度の 財源内訳	国	56億2,290万円	
	県	26億397万円	
	その他	—	
	市 費	60億7,872万円	

19	障害者の相談支援		事業内容
	本年度	10億610万円	1 障害者相談支援事業 6億7,621万円 障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、基幹相談支援センター等に相談支援業務を委託し、身近な地域での相談から個別的・専門的な相談まで、関係機関が連携して総合的に推進します。 (1) 基幹相談支援センター 18か所 (社会福祉法人型地域活動ホーム) (2) 障害児・者福祉施設等 6か所 (3) 発達障害者支援センター 1か所 2 計画相談支援事業 3億294万円 障害福祉サービスを利用する全ての方を対象として計画相談支援事業者が、障害者本人の希望を踏まえたサービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行います。 3 発達障害者支援体制整備事業〈拡充〉 <input type="text"/> 2,695万円 障害者の地域生活を支援するため、発達障害者及び強度行動障害者への支援体制を強化します。 (1) <u>発達障害者地域支援マネジャーの増(2人→4人)</u> 発達障害者支援センター内に配置し、強度行動障害に関する拠点機能を担います。 (2) 強度行動障害に対する支援力向上研修の充実
	前年度	12億1,517万円	
	差引	△2億907万円	
本年度の財源内訳	国	3億6,040万円	
	県	1億8,020万円	
	その他	—	
	市費	4億6,550万円	

20	障害者差別解消・障害理解の推進		事業内容
	本年度	3,688万円	1 市の通知に関する点字等対応の実施〈新規〉 553万円 <u>市民宛の通知について、視覚障害のある人からの申出に基づき、点字等の媒体によるものを提供します。下半期の開始に向けて準備を進め、実施可能な通知から順次進めていきます。</u> 2 啓発活動〈拡充〉 1,248万円 リーフレット作成等のほか、 <u>気軽な雰囲気の中で障害の理解を深める取組として「障害のある人と障害のない人との交流を通じた啓発活動」を実施します。</u> また、各区で区民を対象とした普及啓発を行います。 3 区役所窓口での手話通訳対応の実施 1,435万円 前年度に引き続き、手話通訳者のモデル配置を2区で行うほか、通信機器(タブレット端末)を活用した手話通訳対応を全区で実施します。 4 相談及び紛争防止等のための調整委員会の運営 364万円 障害者差別に関する相談に的確に対応するとともに、あっせんを行うための調整委員会を運営します。 5 障害者差別解消支援地域協議会の運営 88万円 相談事例の共有や差別解消に関する課題を協議するため、各分野の代表等で構成する協議会を運営します。
	前年度	2,612万円	
	差引	1,076万円	
本年度の財源内訳	国	800万円	
	県	400万円	
	その他	—	
	市費	2,488万円	

21	障害者の移動支援		事業内容 障害者等の外出を促進するために、各事業を推進していきます。
	本年度	55億8,318万円	1 移動情報センター運営等事業【中期】〈拡充〉 <div style="text-align: right;">あんしん 1億2,329万円</div> 移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、ガイドボランティア等の発掘・育成を行うセンターを引き続き運営します。 <u>なお、29年度に新たに3区(西区、港南区、都筑区)で開設することで、全区での窓口開設となります。</u> (新規3区 累計18区)
	前年度	55億1,247万円	
	差引	7,071万円	
本年度の財源内訳		2 特別乗車券交付事業 25億7,921万円 市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シーサイドラインを利用できる乗車券を交付します。 利用者負担額(年額) 1,200円(20歳未満600円)	
	国	7億4,717万円	3 重度障害者タクシー料金助成事業 あんしん 4億9,942万円 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。(助成額1枚500円、交付枚数 年84枚 <1乗車で7枚まで使用可>) ※人工透析へ週3回以上通う腎臓機能障害者は年168枚
	県	3億7,510万円	
	その他	6,299万円	
	市費	43億9,792万円	
4 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 19億157万円 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等が外出する際に、ヘルパーが付き添います。また、ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部助成などを行います。			
5 ガイドボランティア事業 あんしん 5,943万円 視覚障害や肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等が外出する際に、ボランティアが付き添います。また、ガイドボランティア養成等の研修を行います。			
6 タクシー事業者福祉車両導入促進事業 あんしん 312万円 タクシー事業者がユニバーサルデザインタクシー(福祉車両)を導入する際の費用の一部を助成します。			
7 ハンディキャブ事業 6,528万円 車いすでの乗車が可能なハンディキャブ(リフト付小型車両)の運行サービス、車両の貸出及び運転ボランティアの紹介を行います。(運行車両6台・貸出車両2台)			
8 障害者施設等通所者交通費助成事業 3億3,266万円 施設等への通所者及び介助者へ通所にかかる交通費を助成します。			
9 自動車運転訓練・改造費助成事業 あんしん 1,920万円 中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。			

22	障害者の就労支援		事業内容 企業等への一般就労や福祉的就労を支援します。 1 障害者就労支援センターの運営【中期】 3億354万円 障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。 また、就労支援センターの職員を対象とした研修により、人材育成を進めます。 ・障害者就労支援センターの運営 9か所 2 障害者共同受注・優先調達推進【中期】 2,223万円 よこはま障害者共同受注総合センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大などにかかる包括的なコーディネートを行います。 3 障害者の就労促進 1,923万円 障害者や企業等を対象に障害者の就労・雇用への理解を広げるため、研修会等を実施するなどし、啓発をより一層進めます。
	本年度	3億4,500万円	
	前年度	3億4,571万円	
	差引	△71万円	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	868万円	
	市費	3億3,632万円	

23	障害者のスポーツ・文化		事業内容 1 障害者スポーツ・文化活動南部方面拠点整備事業〈拡充〉 1,761万円 <u>東京2020パラリンピックを契機とした障害者スポーツ・文化活動の裾野の拡大に向け、ウィリング横浜用途廃止部分を南部方面の活動拠点として再整備するため、施設の改修設計を行います。</u> 2 障害者スポーツ・文化センター横浜ラポールの管理運営事業〈拡充〉 9億4,409万円 障害者のスポーツ・文化活動の中核施設として聴覚障害者情報提供施設も含め指定管理により管理運営します。 (1) 障害者スポーツ指導者育成事業〈新規〉 <u>障害者アスリートが求める指導力を養う研修実施</u> (2) 障害者芸術活動支援ネットワーク構築事業〈新規〉 <u>障害者の文化芸術活動を支援するため、多彩な企画展を通じて関係団体のネットワーク化に着手</u> 3 ヨコハマ・パラトリエンナーレ事業〈拡充〉【基金】 1,000万円 <u>「ヨコハマ・パラトリエンナーレ2017」の一連の取組の中で、才能のある障害者の発掘や本人の活動を支える人材の育成を進めます。</u> <u>実施期間及び場所：5月～10月、象の鼻テラス 他</u>
	本年度	9億7,170万円	
	前年度	9億1,535万円	
	差引	5,635万円	
本年度の財源内訳	国	8,469万円	
	県	3,375万円	
	その他	1,058万円	
	市費	8億4,268万円	

24	障害者の整備	事業内容 1 障害者施設防犯対策強化事業〈新規〉 1億4,759万円 入所等の障害者施設での利用者の安全を確保するため防犯カメラ・非常通報装置等の設置による防犯対策を実施します。 (障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等 184か所)	
本年度		3億2,101万円	2 障害者施設整備事業 あんしん 1億4,515万円 障害者が地域において自立した日常生活を送るため必要な支援を提供する施設を整備する法人に対して助成を行います。 (1) 多機能型拠点(建設地検討) 1か所 (2) 改修(大規模修繕) 1か所 老朽化している施設は、改修等を行い、利用者等の安全確保と安定した支援を行うために、施設環境を改善します。 (3) 特定資金償還金助成 社会福祉法人が施設整備のために借り入れた特定資金の償還に対して補助を行います。
前年度		14億6,798万円	
差引		△11億4,697万円	3 障害者地域活動ホーム整備事業 2,827万円 社会福祉法人が施設整備のために借り入れた特定資金の償還に対して補助を行います。
本年度の財源内訳	国	9,940万円	
	県	—	
	その他	16万円	
	市費	2億2,145万円	

25	重度障害者医療費助成事業・更生医療事業	事業内容 1 重度障害者医療費助成事業 107億5,711万円 重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級(入院を除く) (2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 14,692人 イ 国民健康保険加入者 18,913人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 23,038人 計 56,643人	
本年度		157億2,781万円	2 更生医療給付事業 49億7,070万円 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。 (1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象者数見込 1,939人
前年度		156億5,424万円	
差引		7,357万円	
本年度の財源内訳	国	24億8,319万円	
	県	45億7,195万円	
	その他	20億9,373万円	
	市費	65億7,894万円	

26	こころの健康対策		事業内容 1 自殺対策事業【中期】 2,940万円 社会問題である自殺への対策として、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に推進します。 (1) 地域連携 講演会等での普及啓発や自殺のおそれがある人の早期発見・早期対応の中心的な役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成研修等を行います。 (2) 地域自殺対策情報センター運営 地域における関係機関の連携推進や人材育成の拠点として、連絡調整会議や研修を開催し、自殺対策の総合的な支援体制の強化を図ります。 (3) 自死遺族支援等 電話相談や分かち合いの場（集い）の実施を通して自死遺族の支援等を行います。
本 年 度	5,720万円		2 依存症対策事業 911万円 国のアルコール健康障害対策の基本計画等を踏まえアルコールやその他の依存症に関する普及啓発等を行うとともに、依存症の回復プログラムを実施します。
前 年 度	3,948万円		
差 引	1,772万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	529万円	
	県	1,062万円	
	その他	5万円	
	市 費	4,124万円	
			3 措置入院者の退院後支援〈新規〉 1,869万円 <u>精神障害者の措置解除後のフォロー対応を行うための体制整備を推進します。</u>

27	精神科救急医療対策事業		事業内容 1 精神科救急医療対策事業〈拡充〉 3億526万円 県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急な精神科医療を必要とする方の受入協力機関の体制確保を行います。 <u>(1) 精神科救急医療の受入体制〈拡充〉</u> 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。 <u>さらに、深夜の民間精神科病院の受入を通年実施し切れ目のない精神科救急医療体制を整備します。</u> (2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日を実施します。 (3) 精神科身体合併症転院受入病院（全3病院14床） 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。
本 年 度	3億895万円		2 精神科救急協力病院保護室整備事業 あんしん 369万円 整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。
前 年 度	2億8,820万円		
差 引	2,075万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	3,813万円	
	県	—	
	その他	18万円	
	市 費	2億7,064万円	



HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

けんこういくし

平成 29 年 度

予 算 概 要

(抜粋版)

こ ども 青 少 年 局

平成 29 年度子ども青少年局予算(案)について

子ども青少年局は、「横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン～」を平成 27 年3月に策定しました。



本事業計画では、

1 「子ども・青少年への支援」として、

子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

2 「子育て家庭への支援」として、

出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる

3 「社会全体での支援」として、

自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくるという3つの施策分野にまとめ、事業を推進しています。

29 年度は、産まれる前から青少年期までの全ての子ども・青少年に対して、基本施策を着実に推進し、切れ目のない総合的な事業・施策を確実に実施するとともに、個別の支援にも重点を置いた予算原案となっています。

施策体系と平成 29 年度予算概要の項目

施策分野1 「子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる」

基本施策①「乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援」

- | | | |
|---------------------|---|------------|
| 4 新制度における保育・教育の実施等 | / | 6 保育所等整備事業 |
| 7 保育・教育の質向上・保育士等確保策 | / | 8 幼児教育の支援 |
| 9 放課後の居場所づくり | | |

基本施策②「学齢期から青少年期までの子ども・青少年の育成施策の推進」

- 9 放課後の居場所づくり
- 10 すべての子ども・若者の健全育成の推進
- 11 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

基本施策③「障害児への支援」

- 12 地域療育センター関係事業
- 13 在宅障害児及び施設利用児童への支援等

基本施策④「若者自立支援の充実」

- 10 すべての子ども・若者の健全育成の推進
- 11 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実



① 保育所待機児童解消の継続

待機児童数ゼロを目指し、地域の状況に応じたきめ細やかな対応を行うとともに、保育士確保策を充実します。

② 子ども・子育て支援新制度における全ての子育て家庭への支援

保育・教育の質の維持・向上を図るとともに、在宅の子育て家庭への支援を充実します。

③ 放課後児童支援策の充実

増加する留守家庭の子どもたちの 19 時までの居場所を充実します。

④ 児童虐待防止への取組の充実

児童虐待死の根絶を目指し、児童福祉法等の改正を踏まえた取組を充実するなど、児童虐待対策を総合的に推進します。

⑤ 困難を抱える若者支援策の充実

若者の自立に向け、状態に応じた段階的支援に取り組むとともに、区役所で専門相談を実施するなど、困難を抱える若者支援を推進します。

⑥ 子どもの貧困対策の推進

子どもの自立に向けた生活・学習支援を充実するとともに、支援につなぐ仕組みづくりを進めるなど、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を推進します。

施策分野2 「出産・子育てが楽しいと思える環境をつくる」

基本施策⑤ 「生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援」

2 妊娠から乳幼児期までの途切れのない支援の充実

5 多様な保育ニーズへの対応

基本施策⑥ 「地域における子育て支援の充実」

3 地域における子育て支援の充実

基本施策⑦ 「

16 ひとり親家庭等の自立支援 / 17 DV対策事業

18 児童扶養手当等 / 21 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

施策分野3 「自助・共助・公助の意識を大切に、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる」

基本施策⑧ 「児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実」

14 児童虐待防止への取組の充実 / 15 社会的養護の充実

基本施策⑨

20 横浜市子ども・子育て支援事業計画、ワーク・ライフ・バランスの推進

その他

19 児童手当

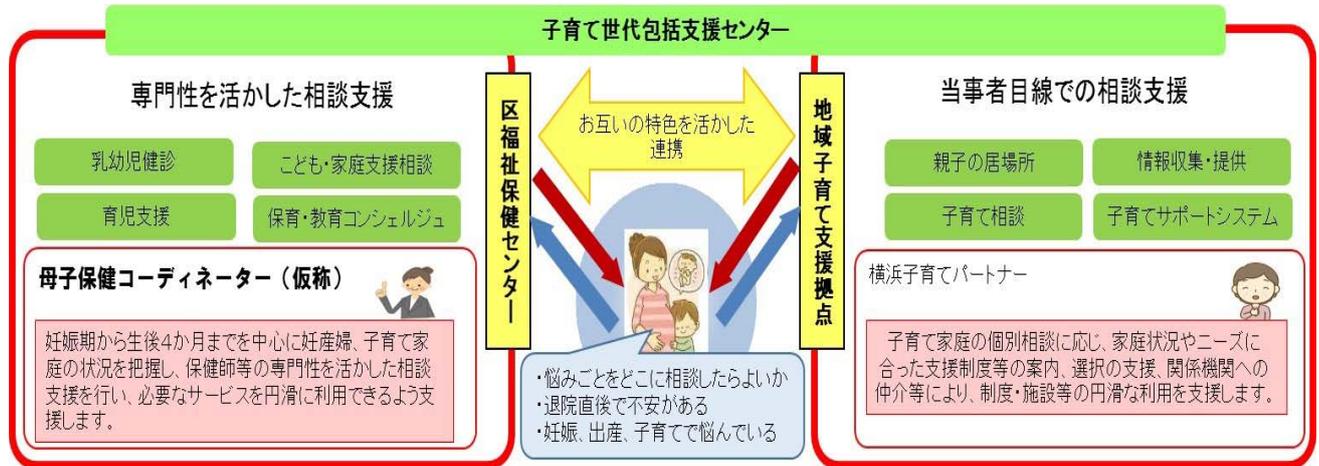
「子どもの貧困対策」

1 子どもの貧困対策の推進

- 子育て世代包括支援センターによる妊娠期から子育て期までの支援の充実 -

1 横浜市版子育て世代包括支援センター

「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、市町村は子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施することとされました。横浜市では、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点がそれぞれの特徴を活かして連携・協働することで、子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期までの支援の充実を図っていきます。



○区福祉保健センター（こども家庭支援課）では、保健師等の専門性を活かした相談支援を行う「母子保健コーディネーター（仮称）」を、29年度はモデル区3区に配置し、妊産婦の相談・支援に対応します。

- ・母子保健コーディネーター（仮称）は、母子健康手帳交付時に全妊婦と面接を行い、出産・子育て準備プラン（仮称）を作成します。
- ・出産・子育て準備プラン（仮称）を活用することで、各妊婦が状況に応じて適した母子保健サービス（両親教室、産前産後ヘルパー等）を確認し、利用しやすくなるようにします。
- ・産後4か月までを中心に相談に対応するとともに、体調の変化や家族状況の変化等に応じて妊娠・子育て準備プラン（仮称）を変更し、継続相談が必要な人へは電話や家庭訪問による支援を行います。

○地域子育て支援拠点では、当事者目線での相談支援を行う「横浜子育てパートナー」を、27年度から全区の地域子育て支援拠点に配置し、親子の居場所や子育てに関する地域情報の提供など、地域子育て支援拠点が持つ特性を生かし、子育て家庭からの気軽な相談に応じています。専門性が必要な相談については、区福祉保健センターと連携・協力して対応するなど総合的に支援しています。

2 充実する関連施策

29年度は、産婦健康診査への助成、外出が難しい産婦を対象とした訪問による母乳相談、さらに3区で産後うつ等の早期発見・支援にむけた取組を実施します。

主な母子保健・育児支援事業(就学前までの取組) ※白抜きが主な新たな取組

	妊娠	28~32週	誕生	1か月	2か月	4か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	就学
全ての妊産婦・子育て家庭を対象とした事業	(新規・充実)【母子保健コーディネーター】妊婦届出時面接、相談支援(モデル区) こんには赤ちゃん訪問 (新規)産後うつ対策(モデル区) 4か月児健康診査 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査											
医療機関で実施	妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査 (新規)産婦健康診査 医療機関乳幼児健康診査											
状況に応じて実施、利用をすすめる事業	産後母子ケア事業 (新規)訪問型母乳相談 保健師・助産師等による家庭訪問(妊・産婦、新生児、乳幼児) 地域子育て支援拠点(親子の居場所、妊娠期を対象としたプレママ・パパ講座等の開催、横浜子育てパートナー) 産前産後ヘルパー派遣事業 相談事業(こども家庭支援相談・女性の健康相談等) 健康教育事業(母親教室・両親教室・地域赤ちゃん教室・育児教室等)											

平成29年度 　こども青少年局予算案総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項 目	28年度	29年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども 青少 年費	253,775,112	270,298,230	16,523,118	6.5	
青 少 年 費	21,131,180	21,544,237	413,057	2.0	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	137,871,049	152,037,653	14,166,604	10.3	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こ 福 祉 保 健 費	94,772,883	96,716,340	1,943,457	2.1	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸 支 出 金	629,382	623,235	△ 6,147	△ 1.0	
特別会計繰出金	629,382	623,235	△ 6,147	△ 1.0	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一 般 会 計 計	254,404,494	270,921,465	16,516,971	6.5	
(特別会計)					
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 会 計	1,046,994	523,320	△ 523,674	△ 50.0	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特 別 会 計 計	1,046,994	523,320	△ 523,674	△ 50.0	

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

12	地域療育センター 関係事業	
	本年度	千円 3,288,178
	前年度	3,266,444
	差引	21,734
本年度の 財源内訳	国	50,874
	県	25,435
	その他	121
	市費	3,211,748



【療育センターにおける療育訓練の様子】

事業内容

0歳から小学校期までの障害児の療育に関する専門機関、地域における中核機関として地域療育センターの運営を行います。
また、発達障害のある児童への対応等に関する小学校教職員への支援や発達障害児を対象とした通所支援事業を実施します。

1 地域療育センター運営事業<拡充> 27億7,736万円

申込件数の増加に対応するため、「原則として申込後2週間以内の相談員による面談」や、初期の療育支援の場として親子で参加する「広場事業」などを実施し、早期に保護者の不安軽減に努めるとともに支援の円滑化を図ります。

特に申込件数が多い東部地域療育センターについて、担当区域内に相談場所を新設し、相談員を増員します。

(1) センター一覧及び予算内訳 (単位：千円)

センター名		運営法人等	本年度予算
1	南部地域療育センター	指定管理者：(福)青い鳥	361,308
2	中部地域療育センター		394,730
3	東部地域療育センター		426,789
4	戸塚地域療育センター	指定管理者： (福)横浜市リハビリテーション事業団	326,702
5	北部地域療育センター		305,140
6	西部地域療育センター		376,664
7	地域療育センターあおば	民設民営：(福)十愛療育会	282,147
8	よこはま港南地域療育センター	民設民営： (福)横浜市リハビリテーション事業団	303,879
計			2,777,359

※ 総合リハビリテーションセンターでも同様のサービスを提供しています。

(2) サービス内容

相談・地域サービス部門	福祉保健センターが行う療育相談へのスタッフ派遣、保育所や幼稚園などの関係機関への巡回訪問による技術支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援等
診療部門	診断、検査、評価、訓練指導等
通園部門	児童発達支援センター(知的障害児) 医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)での療育訓練

2 地域療育センター学校支援事業 1億4,431万円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターの専門スタッフが小学校を訪問し、主として発達障害のある児童への学校内での対応に関する研修や教職員への支援を行います。
(実施か所：9か所)

(1) 小学校教職員を対象とした研修

一般学級・個別支援学級担任教諭、特別支援教育コーディネーター等への障害に関する研修の実施、学校が企画した研修等への協力

(2) 小学校教職員への技術的支援

児童とのコミュニケーションのとり方、掲示物などの表示方法や教室内の環境設定、教材の活用方法等に関する助言など

3 地域療育センター発達障害児通所支援事業 3億6,651万円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターが運営する児童発達支援事業所において、主として知的に遅れのない発達障害児を対象に集団療育を行います。
(実施か所：9か所)

13		在宅障害児及び施設利用児童への支援等		事業内容											
		本年度	千円	10,580,560	<p>障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児への医療的ケア等を実施します。</p> <p>1 障害児通所支援事業<拡充> 76億9,394万円</p> <p>(1) 障害児通所支援事業<拡充></p> <p>児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児童に対する給付費を支出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後等デイサービスの事業所数（29年度末見込） 245か所 ○ 放課後等デイサービスの利用児童人数（29年度末見込） 8,649人 <p>(2) 障害児通所支援研修等事業</p> <p>障害児通所支援事業所のサービスの質の向上を図るため、事業所向けに研修を実施します。</p> <p>「横浜市版放課後等デイサービスガイドライン」に基づく運営や虐待防止等の基本的事項、児童や保護者に対する適切な支援の方法について、グループワークや実地研修を通じて学び、理解を深めます。</p>										
前年度		9,064,419													
差引		1,516,141													
本年度の財源内訳	国	4,670,727													
	県	1,975,712													
	その他	13,512													
	市費	3,920,609													
2 学齢後期障害児支援事業 1億1,818万円		<p>学齢後期(中学・高校生年代)の発達障害の児童を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、通学先学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を行います。</p> <p>(1) 実施機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小児療育相談センター（所在地：神奈川区） ○ 横浜市総合リハビリテーションセンター（所在地：港北区） ○ 学齢後期発達相談室くらす（所在地：港南区） 													
3 メディカルショートステイシステム事業 2,988万円		<p>常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。<協力医療機関10病院></p>													
4 医療環境整備事業 201万円		<p>医療的ケアを要する重症心身障害児者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者によるネットワーク連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。</p> <p>また、重症心身障害児者のかかりつけ医から三次医療機関までのネットワーク構築に向けて検討を行います。</p>													
5 障害児入所支援事業等 22億9,893万円		<p>障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出します。<見込み人数：264人></p> <p>また、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。</p> <p>さらに、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、引き続き本市独自の利用者負担助成を行います。</p>													
6 障害児施設の再整備 4億3,762万円		<p>施設の老朽化及び多様化する障害児の支援ニーズに対応し、より望ましい生活環境を確保するため、社会福祉法人が行う施設の再整備に対し、建設費等の助成を行います。</p> <p>【施設概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備内容</th> <th>運営法人</th> <th>所在</th> <th>定員</th> <th>しゅん工予定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉型障害児入所施設「ぼらいと・えき」（旧なしの木学園）再整備</td> <td>社会福祉法人 試行会</td> <td>泉区</td> <td>70人 （長期60人・短期10人）</td> <td>平成29年度</td> </tr> </tbody> </table>				整備内容	運営法人	所在	定員	しゅん工予定	福祉型障害児入所施設「ぼらいと・えき」（旧なしの木学園）再整備	社会福祉法人 試行会	泉区	70人 （長期60人・短期10人）	平成29年度
整備内容	運営法人	所在	定員	しゅん工予定											
福祉型障害児入所施設「ぼらいと・えき」（旧なしの木学園）再整備	社会福祉法人 試行会	泉区	70人 （長期60人・短期10人）	平成29年度											

【横浜の未来像を表す新ロゴマーク】



風車の羽をモチーフにしたマーク。ヨコハマに吹く自由で開放的な風をイメージしたものです。
3つの異なる四角形は、ヨコハマの多様性を表しています。

CHILD AND YOUTH BUREAU

こどもせいしょうねん





平成 29 年 度

予 算 概 要
(抜 粋)

教 育 委 員 会

平成 29 年度教育予算について

教育予算の概要

平成 29 年度の教育委員会の一般会計の予算額は、2,425 億 9,154 万円、対前年度 1,485 億 5,280 万円の増、158.0%の増となっています。

28 年度 2 月補正予算の一部を含む 15 か月予算は、2,489 億 170 万円、対前年度 1,548 億 6,296 万円の増、164.7%の増となっています。

区 分	29 年度予算額	28 年度予算額	増 減
事業費 (市費移管除く)	915 億 8,202 万円 【978 億 9,218 万円】	919 億 4,776 万円	▲ 3 億 6,574 万円 (▲ 0.4%) 【59 億 4,442 万円 (6.5%)】
教職員人件費等 本市移管分	1,510 億 952 万円	20 億 9,098 万円	1,489 億 1,854 万円
合計	2,425 億 9,154 万円 【2,489 億 170 万円】	940 億 3,874 万円	1,485 億 5,280 万円 (158.0%) 【1,548 億 6,296 万円 (164.7%)】

※下段【 】内は、28 年度の 2 月補正予算の一部を含めたもの

予算編成の考え方

1 横浜の教育をめぐる動向

教育委員会では、教育が果たしている普遍的な役割に加え、横浜が目指す「人づくり」の観点から、3つの基本【知】【徳】【体】と2つの横浜らしさ【公】（公共心と社会参画意識）【開】（国際社会に寄与する開かれた心）を示し、横浜の子どもを育成しています。

平成 26 年 12 月に、「横浜市中期 4 か年計画 2014～2017」の策定にあわせて、26 年度から 30 年度までの 5 年間に取り組む具体的な計画として、「第 2 期横浜市教育振興基本計画」を策定しました。また、27 年 9 月には総合教育会議での議論を経て、「横浜市教育大綱」が策定されました。

引き続き、「第 2 期横浜市教育振興基本計画」に基づき、教育施策を着実に進めるとともに、次期学習指導要領を見据えた教育の質の向上に取り組めます。

2 平成 29 年度教育予算の考え方

平成 29 年度は、県費負担教職員の本市移管が実現し、長年の懸案だった任命権者と給与負担者が異なる「ねじれ」が解消することを機に、更なる教育の質の向上に取り組めます。また、いじめの防止や早期解決に向けて、スクールソーシャルワーカーや小中一貫型カウンセラーの拡充等に取り組むとともに、児童支援専任教諭が役割を十分に果たせるよう、体制強化を図ります。その他、個別ニーズに応じた支援をはじめ、学校生活のきめ細かな支援、子どもたちの「本物」体験の充実等に重点を置き、教育予算を編成しました。

＜参考＞第2期横浜市教育振興基本計画に基づき重点的に取り組む施策

5つの目標と13の施策から成る「第2期横浜市教育振興基本計画」に基づき、教育の質の向上に取り組めます。

目標1「知」「徳」「体」「公」「開」で示す“横浜の子ども”を育みます

施策1 横浜らしい教育の推進

(重点取組)

- 1 横浜型小中一貫教育の推進
- 2 豊かな体験を通じた学習の推進
- 3 家庭・地域と連携した防災教育の推進
- 4 国際社会で活躍できる人材の育成
- 5 先進的なICT教育の推進

【主な取組事業】

- 小中一貫教育推進事業 (3,742 万円)
- キャリア教育実践プロジェクト事業 (637 万円)【再掲】
- 英検等の実施による外部指標の導入 (7,284 万円)【再掲】

施策2 確かな学力の向上

(重点取組)

- 1 基礎的・基本的な知識・技能の習得を目指した学習の推進と学習習慣の定着
- 2 考える力を育むための授業改善の推進
- 3 「横浜市学力・学習状況調査」の活用による学力の向上

【主な取組事業】

- 学校司書の配置 (6億8,737 万円)【再掲】
- 理科支援員の配置 (8,344 万円)【再掲】
- 横浜市学力・学習状況調査事業 (5,379 万円)

施策3 豊かな心の育成

(重点取組)

- 1 実生活に生きる道德教育の充実
- 2 人権教育の推進
- 3 いじめ根絶、登校支援に向けた取組
- 4 文化芸術の体験を通じた豊かな感性や情操の醸成

【主な取組事業】

- 豊かな心の育成事業 (583 万円)
- 人権教育推進事業 (869 万円)
- スクールソーシャルワーカーの配置 (1億1,665 万円)【再掲】
- 心の教育ふれあいコンサート (2,459 万円)【再掲】

施策4 健やかな体の育成

(重点取組)

- 1 PDCAサイクルによる「体育・健康プラン」の運営改善
- 2 食育の推進などによる健康な体づくり
- 3 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組

【主な取組事業】

- 子どもの体力向上推進事業 (4,084 万円)
- 市立学校食育推進事業 (240 万円)
- 小中学生とオリンピック・パラリンピアンとの交流 (230 万円)【再掲】

施策5 特別なニーズに対応した教育の推進

(重点取組)

- 1 特別支援教育推進のための指導体制の充実
- 2 特別支援学校の再編整備
- 3 日本語指導が必要な児童生徒への支援

【主な取組事業】

- 肢体不自由特別支援学校再編整備事業 (1億2,416 万円)【再掲】
- 日本語支援拠点施設の開設 (2,264 万円)【再掲】
- 日本語指導が必要な児童生徒への支援 (1億342 万円)【再掲】

施策6 魅力ある高校教育の推進

(重点取組)

- 1 次代を担うグローバル人材の育成
- 2 特色ある高校づくり
- 3 生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばす教育の充実

【主な取組事業】

- スーパープロフェッショナルハイスクールの指定 (1,000 万円)【再掲】
- スーパーグローバルハイスクールの推進 (1,700 万円)【再掲】
- 中高一貫教育校推進事業(横浜サイエンスフロンティア高校) (1,034 万円)【再掲】

※小学生・中学生の表記には義務教育学校に通う児童生徒を含みます。

目標2 尊敬される教師 誇りや使命感に満ちた信頼される教職員を確保・育成します

施策7 優れた人材の確保

(重点取組)

- 1 優れた教職員の確保策の展開
- 2 大学と連携した教員の養成・確保

【主な取組事業】

- 教員確保対策事業 (2,230 万円)
- よこはま教師塾「アイ・カレッジ」
(3,793 万円)

施策8 教師力の向上

(重点取組)

- 1 教師力向上のための研究・研修の仕組みづくり
- 2 大学や民間企業と連携した教員の学びの支援
- 3 教職員の心の健康の維持・向上

【主な取組事業】

- 学校現場における OJT に対する支援 (50 万円)【一部再掲】
- 教員の海外研修派遣 (3,238 万円)【再掲】

目標3 信頼される学校 学校の組織力を高め、信頼される学校を目指します

施策9 チーム力を活かした学校運営の推進

(重点取組)

- 1 校長、副校長のマネジメント力の向上
- 2 学校の情報発信による保護者や地域の理解促進
- 3 教職員の負担軽減に向けた取組
- 4 県費負担教職員の市費移管への対応

【主な取組事業】

- 民間マネジメント研修派遣 (216 万円)【一部再掲】
- 職員室業務アシスタントの配置 (3,399 万円)【再掲】
- 教職員人件費等 (1,510 億 952 万円)

施策10 学校教育事務所の機能強化による学校支援

(重点取組)

- 1 自主的・自律的な学校運営のための支援

【主な取組事業】

- 学校教育事務所運営費 (2 億 3,546 万円)
- 学校運営サポート事業 (750 万円)

目標4 家庭・地域・学校が連携し、子どもの成長を支えます

施策11 子どもの成長を社会全体で支える体制づくり

(重点取組)

- 1 地域の人材を活かした学校運営の推進
- 2 児童生徒の地域活動への参加促進
- 3 家庭の教育力向上のための支援
- 4 区役所や児童相談所、療育センター、警察や関係機関との連携による児童生徒支援

【主な取組事業】

- 学校運営協議会推進事業 (1,030 万円)
- 児童・生徒指導推進費 (2,061 万円)

目標5 子どもの教育環境を整備するとともに、市民の学習活動を支援します

施策12 教育環境の整備

(重点取組)

- 1 安全で安心な教育環境の整備
- 2 学校規模の適正化

【主な取組事業】

- 学校特別営繕費 (150 億 1,190 万円)【再掲】
- 児童生徒急増対策 (校舎等の新增改築)
(94 億 9,201 万円)【再掲】

施策13 市民の学習活動の支援

(重点取組)

- 1 地域の特性に応じた読書活動の推進
- 2 図書館サービスの充実
- 3 横浜の歴史に関する学習の場の充実

【主な取組事業】

- 横浜市民の読書活動推進事業 (239 万円)【一部再掲】
- 図書館運営費 (8 億 3,101 万円)【一部再掲】

1 項 6 目 特別支援教育指導振興費		インクルーシブ教育システムの構築のため、一人ひとりに応じた就学相談と教育相談を行うとともに、市立学校における教育環境のさらなる充実を図ります。また、幼児児童生徒に対して必要な教育的支援を行うことで、将来の自立と社会参加につなげていきます。				
		本年度	前年度	差引	本年度の財源	
千円	千円	千円	国・県費 千円	その他 千円	市債 千円	一般財源 千円
287,476	280,700	6,776	23,872	1,204	0	262,400
(1) 特別支援教育支援員事業費		<u>62,369千円</u>		(48,921千円)		
特別支援教育支援員を配置することにより、一人ひとりの子どもに対し学校生活場面と学習場面の連続性のある支援を可能とし、障害特性によるニーズに応じたトータルな支援を行います。						
(2) 特別支援学校就労支援事業費		<u>12,980千円</u>		(13,474千円)		
高等特別支援学校に在籍する生徒が企業就労を通して自立・社会参加を図れるよう、指導員を配置し職場実習先の開拓や就労定着のための職場訪問などを行います。						
(3) 特別支援学校医療的ケア体制整備事業費		<u>51,366千円</u>		(51,488千円)		
特別支援学校(肢体)5校に看護師を配置するとともに、事務局、教員及び医師などで構成する合同懇談会等を開催し、医療的ケア実施体制の整備を図ります。						
(4) 相談指導費		<u>88,148千円</u>		(89,213千円)		
児童生徒一人ひとりのニーズに応じて、特別支援教育にかかわる就学・教育相談を行います。						
(5) 発達障害の子どもへの通級による指導のあり方研究事業費		<u>2,617千円</u>		(1,526千円)		
28年度に引き続き、「情緒障害・LD・ADHD」の通級指導教室において、発達障害のある児童生徒のひとり一人の教育的ニーズに対応した指導の在り方と指導プログラムについての実践研究を行います。						
(6) 適応困難な子どもの才能を伸ばす教育事業費<<新規>>		<u>5,010千円</u>		(-)		
学校生活への適応が困難である一方、特定の分野で特に優れた能力を持つ子どもたちの個性を引き出し、才能を伸ばすための教育を行います。						
(7) 企画総務費等		<u>64,986千円</u>		(76,078千円) <71,104千円>		
企画総務費、特別支援教育行事費、センター総務費、臨床指導医等派遣事業費ほか						

5 項 1 目 (抜 粋) 学校管理費・学校運営費		「いきいき学校づくり予算」により、学校長の裁量のもと、自主的・主体的に、それぞれの学校の特色や学校事情・地域事情に応じた予算計画を作成し、執行します。				
本年度	前年度	差引	本年度の財源			
			国・県費	その他	市債	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
689,594	708,270	1: 18,676				689,594

- (1) **スクールバス運行費** 640,791千円 (665,812千円)
 特別支援学校に在籍する児童生徒に対し、登下校支援を行うため、スクールバスを運行します。
 児童生徒の安全確保や身体的負担の軽減を図るため、全41コースで運行を実施しま
- (2) **教育用コンピュータ整備事業費** 13,854千円 (9,857千円)
 学校のコンピュータ教室及び普通教室用のPCなどを引き続き賃借するとともに、タブレット端末の導入を進めていきます。また、教育用・校務用PC及びネットワークなどの各種障害に対処するため、学校サポートデスクを運営します。
- (3) **学校需用費等** 34,949千円 (32,601千円)
 ・校務用コンピュータ整備事業費
 ・特別支援学校保険加入費等

8 項 4 目 特別支援教育施設整備費		障害のある児童生徒の状態に応じて効果的な指導が行えるよう、個別支援学級、通級指導教室及び特別支援学校の施設の整備等を行います。				
本年度	前年度	差引	本年度の財源			
			国・県費	その他	市債	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
171,193	125,000	46,193	6,757	0	40,000	124,436

- (1) **個別支援学級設備費** 27,280千円 (45,500千円)
 個別支援学級について、改修等の整備を行います。
- (2) **通級指導教室整備事業費** 19,750千円 (39,500千円)
 通級指導教室について、改修等の整備を行います。
- (3) **肢体不自由特別支援学校再編整備事業費** 124,163千円 (35,000千円)
 軽度から重度までの肢体不自由児に幅広く対応するなど、教育環境の向上等を図るため、左近山特別支援学校(仮称)の整備に向けた設計等を実施します。また、既存の肢体不自由特別支援学校の改修に向けた設計等を進めます。





平成 29 年 度

予 算 概 要

～ 障害児者施策 抜粋版 ～

健 康 福 祉 局

こども青少年局

教 育 委 員 会



平成 29 年 度

予 算 概 要

(抜粋版)

健康福祉局

健康福祉局予算案の考え方

本格的な高齢化が急速に進展する中、支援を必要とする高齢者、障害者、生活困窮者等の増加に伴い、福祉・保健に対する市民ニーズは多様化し増大しています。

このような状況の中で、福祉・保健分野において今後も市民生活の安心・安全を確保するために、最終年度となる中期4か年計画や、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画など、各種計画の目標達成に向けた施策を着実に実施するとともに、次期中期計画策定に向けて、10年、20年先を見据え、将来に渡って持続可能な施策の充実を目指し、健康づくりをはじめとした各種取組を推進していくことが必要です。

そこで、平成29年度は、

- 1 370万人の健康づくりと疾病予防の推進・市民のあんしん確保
- 2 地域包括ケアの推進とシニアパワーの発揮
- 3 障害者福祉施策の推進
- 4 生活困窮者の自立に向けた支援の強化
- 5 ニーズに即したタイムリーな対応

を5つの柱として掲げ、優先的に取り組む予算としています。主な取組として、

370万人の健康づくりと疾病予防の推進・市民のあんしん確保では、健康・予防施策を重視した取組を展開し、ウォーキングポイントや健康経営の普及を軸として健康ライフスタイルの浸透を図り、「健康寿命日本一」を目指します。また、小児医療費助成を小学6年生まで拡大します。

地域包括ケアの推進とシニアパワーの発揮では、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護サービスや生活支援サービスの充実を図るとともに、医療と介護の連携を進めます。また、施設や住まいの整備・供給と医療的ケアが必要な方などの受入れ促進に取り組みます。さらに、元気な高齢者が活躍できるよう、社会活動への参加や健康づくり・介護予防の取組を支援します。

障害者福祉施策の推進では、障害者が自己選択・自己決定のもと地域で安心して暮らしていけるよう、引き続き第3期障害者プランを推進します。また、東京2020パラリンピック競技大会開催を契機として、障害者のスポーツや文化活動を一層推進します。さらに、障害者差別の解消に向けた取組を継続して実施します。

生活困窮者の自立に向けた支援の強化では、就労・家計・健康管理など、様々な角度から生活保護受給者や生活困窮者に対する自立支援を推進するほか、貧困の連鎖を断ち、将来の自立に向けた子どもの学習支援を強化します。

ニーズに即したタイムリーな対応では、いわゆる「ごみ屋敷」対策や災害時要援護者支援など、今必要とされている取組に注力します。

これらの取組を通じ、市民の皆様の「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」を目標に、福祉・保健における市民生活の安心・安全の確保に向け、職員一丸となって取り組んでいきます。

健康福祉局予算案総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項目	28年度	29年度	増△減	増減率 (%)	備考
7款					
健康福祉費	314,444,404	319,246,719	4,802,315	1.5	
1項					
社会福祉費	47,112,313	44,909,642	△ 2,202,671	△ 4.7	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費
2項					
障害者福祉費	98,136,738	102,853,307	4,716,569	4.8	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3項					
老人福祉費	9,522,438	9,900,892	378,454	4.0	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4項					
生活援護費	132,216,340	133,476,411	1,260,071	1.0	生活保護費、援護対策費
5項					
健康福祉施設整備費	7,306,908	7,227,658	△ 79,250	△ 1.1	健康福祉施設整備費
6項					
公衆衛生費	17,210,316	17,883,758	673,442	3.9	健康安全費、健康診査費、健康づくり費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
7項					
環境衛生費	2,939,351	2,995,051	55,700	1.9	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
17款					
諸支出金	111,202,988	114,828,752	3,625,764	3.3	
1項					
特別会計繰出金	111,202,988	114,828,752	3,625,764	3.3	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	425,647,392	434,075,471	8,428,079	2.0	

(特別会計)

国民健康保険事業費会計	403,749,452	406,084,702	2,335,250	0.6
介護保険事業費会計	267,606,226	288,514,868	20,908,642	7.8
後期高齢者医療事業費会計	71,583,718	74,478,470	2,894,752	4.0
公害被害者救済事業費会計	39,659	47,058	7,399	18.7
新墓園事業費会計	750,000	2,725,160	1,975,160	263.4
特別会計計	743,729,055	771,850,258	28,121,203	3.8

健康福祉局一般会計予算案の財源

	28年度	29年度
特定財源	(43.7)	(43.1)
	186,042,493	187,137,327
一般財源	(56.3)	(56.9)
	239,604,899	246,938,144
合	(100)	(100)
計	425,647,392	434,075,471

() 内は構成比

Ⅲ 障害者施策の推進

～障害福祉主要事業の概要～

1 障害者総合支援法に関する主な事業

介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業等	障害者地域活動ホーム運営事業	障害児・者の地域での生活を支援する拠点として「障害者地域活動ホーム」を設置するとともに、事業委託及び運営費助成を行います。【事業概要16】
	精神障害者生活支援センター運営事業	精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の運営を行います。【事業概要16】
	地域活動支援センター（障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型）	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センター（障害者地域作業所型等）に対して助成を行います。【事業概要16】
	障害者自立生活アシスタント事業	地域で生活する単身等の障害者に対し、地域活動ホーム、生活支援センター等に配置した専任の支援職員による支援を行い、地域生活の継続を図ります。【事業概要16】
	居宅介護事業	身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者が、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを利用して、在宅生活を送れるように支援します。【事業概要16・21】
	障害者グループホーム設置運営等事業	日々の生活の場であるグループホームにおいて、障害者が世話人（職員）から必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送れるように支援します。【事業概要18】
	障害者相談支援事業	計画相談の対象範囲を広げるとともに、障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。【事業概要19】
	生活援護事業（補装具・日常生活用具）	身体障害児・者の身体機能を補う用具、日常生活の便宜を図るための各種用具の給付等を行います。
	重度障害者入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な重度障害者に、施設入浴及び訪問入浴を行うことで、入浴の機会を提供します。
	精神障害者医療費公費負担事業	精神障害者の適正な医療を普及するため通院医療費の一部を公費負担するほか、措置入院に要する費用を公費負担します。
障害者支援施設等自立支援給付費	施設に入所又は通所している障害者が障害福祉サービス等を利用することで、日常生活の自立に向けた支援を受けたり、就労に向けた訓練を行います。【事業概要17】	
障害児・者短期入所事業	在宅の障害児・者の介護者や家族が疾病や冠婚葬祭等により介助できない場合や、疲労回復を図る場合に、障害児・者が施設等を利用することで在宅生活を支援します。	

2 その他の事業

その他の事業	発達障害者支援体制整備事業	発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。【事業概要19】
	障害者就労支援事業	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等の事業を行います。【事業概要22】
	重度障害者医療費助成事業	重度障害者に対し、医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。【事業概要25】
	こころの健康対策	区局による自殺対策を充実し、関係機関や庁内関係部署との連携による総合的な自殺対策に取り組みます。また、依存症対策として、普及啓発や治療・回復プログラムの検討等を行います。【事業概要26】
	精神科救急医療対策事業等	神奈川県、川崎市、相模原市との協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行います。【事業概要27】
	自立生活移行支援助成事業	障害者の地域生活、就労への移行等のために必要な支援をする事業所に事業経費を助成します。

16	障害者の 地域生活支援	
本年度	218億495万円	
前年度	208億9,089万円	
差引	9億1,406万円	
本年度の 財源内訳	国	63億2,432万円
	県	31億6,216万円
	その他	217万円
	市費	123億1,630万円

事業内容

在宅生活を支える地域の拠点を運営するとともに、本人の生活力を引き出す支援の充実を図ることで、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。（**あんしん** と表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。）

1 後見的支援推進事業【中期】 **あんしん** 5億9,757万円

障害のある方が安心して暮らせるように、地域生活を見守る仕組みを、地域を良く知る社会福祉法人等と共に作っていきます。（29年3月から18区実施）

2 多機能型拠点運営事業〈拡充〉 **あんしん** 1億8,679万円

重症心身障害児・者など、常に医療的ケアが必要な人の地域での暮らしを支援するため、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点を運営します。（新規 西部方面1か所 累計3か所）

3 障害者地域活動ホーム運営事業〈拡充〉 57億9,400万円

障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。

また、ショートステイ事業に必要なスプリンクラーの設置費用を助成します。

4 精神障害者生活支援センター運営事業〈拡充〉 **あんしん** 9億2,195万円

精神障害者の社会復帰、自立等を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う生活支援センターの運営費を助成します。（18区）

また、統合失調症を始めとする入院患者の地域生活への移行に向けた支援や地域生活を継続することを目的とした「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」をより一層進めます。（新規1区（金沢区） 累計12区）

5 地域活動支援センターの運営 **あんしん** 36億3,750万円

在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設に対して、その運営費を助成します。

- (1) 地域活動支援センター（障害者地域作業所型） 年度末見込み：94か所
(2) 地域活動支援センター（精神障害者地域作業所型） 年度末見込み：60か所
地域活動支援センター → 障害福祉サービス事業所 計18か所移行予定
（17 障害者支援施設等自立支援給付費 参照）

6 障害者自立生活アシスタント事業 **あんしん** 3億887万円

地域で生活する单身等の障害者に対し専任の支援職員（自立生活アシスタント）による支援を行い、地域生活の継続を図ります。（累計40か所）

7 障害者ホームヘルプ事業 103億5,827万円

- (1) 身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害、知的障害、精神障害児・者に対し、ホームヘルプサービスを提供します。
(2) 利用者見込 8,539人 総利用時間見込 251万6,218時間

17	障害者支援施設等 自立支援給付費		事業内容 障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。 1 利用者数見込 延べ11,970人 (月平均) 2 主な障害福祉サービス (1) 施設入所支援 施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供 (2) 生活介護 施設に入所又は通所している人に対し、日中に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供 (3) 就労移行支援 一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場の開拓、就労後の職場定着のための支援等を提供 (4) 就労継続支援 就労や生産活動の機会や、一般就労に向けた支援を提供 地域活動支援センター → 障害福祉サービス事業所計18か所移行予定 (16 障害者の地域生活支援 参照)
本 年 度	258億2,567万円		
前 年 度	233億6,459万円		
差 引	24億6,108万円		
本年度の 財源内訳	国	129億1,073万円	
	県	64億5,537万円	
	その他	—	
	市 費	64億5,957万円	

18	障害者グループホーム 設置運営等事業		事業内容 1 設置費補助 2億1,150万円 障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等にかかる費用を助成します。 新設 47か所、移転 10か所 (うち新設7か所は障害児施設18歳以上入所者移行相当分) 2 運営費補助等 134億1,677万円 グループホームにおける家賃、人件費等の一部を補助することで、運営、支援の強化等を図ります。 763か所 (A型6、B型757) うち新設 47か所 3 スプリンクラー設置費補助 6億2,039万円 平成27年4月から義務化された、スプリンクラーの設置にかかる費用を助成します。 (新設・移転ホーム分：25か所、既設ホーム分：142か所) 4 高齢化・重度化対応事業 あんしん 5,693万円 医療的ケア等が必要となる入居者に対応するため、看護師等を配置する高齢化及び重度化対応グループホーム事業を継続実施します。また、既存ホームのバリアフリー改修に助成を行います。
本 年 度	143億559万円		
前 年 度	130億4,375万円		
差 引	12億6,184万円		
本年度の 財源内訳	国	56億2,290万円	
	県	26億397万円	
	その他	—	
	市 費	60億7,872万円	

19	障害者の 相談支援	事業内容	
本年度	10億610万円	1 障害者相談支援事業 6億7,621万円 障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、 基幹相談支援センター等に相談支援業務を委託し、身 近な地域での相談から個別的・専門的な相談まで、関 係機関が連携して総合的に推進します。 (1) 基幹相談支援センター 18か所 (社会福祉法人型地域活動ホーム) (2) 障害児・者福祉施設等 6か所 (3) 発達障害者支援センター 1か所	
前年度	12億1,517万円	2 計画相談支援事業 3億294万円 障害福祉サービスを利用する全ての方を対象とし て計画相談支援事業者が、障害者本人の希望を踏ま えたサービス等利用計画を作成し、ケアマネジメント によるきめ細かな支援を行います。	
差引	△2億907万円	3 発達障害者支援体制整備事業〈拡充〉 あんしん 2,695万円 障害者の地域生活を支援するため、発達障害者及び 強度行動障害者への支援体制を強化します。 (1) <u>発達障害者地域支援マネジャーの増(2人→4人)</u> 発達障害者支援センター内に配置し、強度行動 障害に関する拠点機能を担います。 (2) 強度行動障害に対する支援力向上研修の充実	
本年度の 財源内訳	国	3億6,040万円	
	県	1億8,020万円	
	その他	—	
	市費	4億6,550万円	

20	障害者差別解消・ 障害理解の推進	事業内容	
本年度	3,688万円	1 市の通知に関する点字等対応の実施〈新規〉 553万円 <u>市民宛の通知について、視覚障害のある人からの申 出に基づき、点字等の媒体によるものを提供します。</u> <u>下半期の開始に向けて準備を進め、実施可能な通知か ら順次進めていきます。</u>	
前年度	2,612万円	2 啓発活動〈拡充〉 1,248万円 リーフレット作成等のほか、 <u>気軽な雰囲気の中で障 害の理解を深める取組として「障害のある人と障害の ない人との交流を通じた啓発活動」を実施します。</u> また、各区で区民を対象とした普及啓発を行います。	
差引	1,076万円	3 区役所窓口での手話通訳対応の実施 1,435万円 前年度に引き続き、手話通訳者のモデル配置を2区 で行うほか、通信機器(タブレット端末)を活用した 手話通訳対応を全区で実施します。	
本年度の 財源内訳	国	800万円	
	県	400万円	
	その他	—	
	市費	2,488万円	

21	障害者の 移動支援	
本年度	55億8,318万円	
前年度	55億1,247万円	
差引	7,071万円	
本年度の 財源内訳	国	7億4,717万円
	県	3億7,510万円
	その他	6,299万円
	市費	43億9,792万円

事業内容

障害者等の外出を促進するために、各事業を推進していきます。

1 移動情報センター運営等事業【中期】〈拡充〉

あんしん 1億2,329万円

移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、ガイドボランティア等の発掘・育成を行うセンターを引き続き運営します。

なお、29年度に新たに3区(西区、港南区、都筑区)で開設することで、全区での窓口開設となります。

(新規3区 累計18区)

2 特別乗車券交付事業 25億7,921万円

市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シーサイドラインを利用できる乗車券を交付します。

利用者負担額(年額) 1,200円(20歳未満600円)

3 重度障害者タクシー料金助成事業 **あんしん** 4億9,942万円

公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。(助成額1枚500円、交付枚数 年84枚 <1乗車で7枚まで使用可>)

※人工透析へ週3回以上通う腎臓機能障害者は年168枚

4 障害者ガイドヘルプ事業 **あんしん** 19億157万円

重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等が外出する際に、ヘルパーが付き添います。また、ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部助成などを行います。

5 ガイドボランティア事業 **あんしん** 5,943万円

視覚障害や肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等が外出する際に、ボランティアが付き添います。また、ガイドボランティア養成等の研修を行います。

6 タクシー事業者福祉車両導入促進事業 **あんしん** 312万円

タクシー事業者がユニバーサルデザインタクシー(福祉車両)を導入する際の費用の一部を助成します。

7 ハンディキャブ事業 6,528万円

車いすでの乗車が可能なハンディキャブ(リフト付小型車両)の運行サービス、車両の貸出及び運転ボランティアの紹介を行います。(運行車両6台・貸出車両2台)

8 障害者施設等通所者交通費助成事業 3億3,266万円

施設等への通所者及び介助者へ通所にかかる交通費を助成します。

9 自動車運転訓練・改造費助成事業 **あんしん** 1,920万円

中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。

22	障害者の 就労支援		事業内容 企業等への一般就労や福祉的就労を支援します。
本年度	3億4,500万円		1 障害者就労支援センターの運営【中期】 3億354万円 障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。 また、就労支援センターの職員を対象とした研修により、人材育成を進めます。 ・障害者就労支援センターの運営 9か所 2 障害者共同受注・優先調達推進【中期】 2,223万円 よこはま障害者共同受注総合センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大などにかかる包括的なコーディネートを行います。 3 障害者の就労促進 1,923万円 障害者や企業等を対象に障害者の就労・雇用への理解を広げるため、研修会等を実施するなどし、啓発をより一層進めます。
前年度	3億4,571万円		
差引	△71万円		
本年度の 財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	868万円	
	市費	3億3,632万円	

23	障害者の スポーツ・文化		事業内容
本年度	9億7,170万円		1 障害者スポーツ・文化活動南部方面拠点整備事業〈拡充〉 1,761万円 <u>東京2020パラリンピックを契機とした障害者スポーツ・文化活動の裾野の拡大に向け、ウイリング横浜用途廃止部分を南部方面の活動拠点として再整備するため、施設の改修設計を行います。</u> 2 障害者スポーツ・文化センター横浜ラポールの管理運営事業〈拡充〉 9億4,409万円 障害者のスポーツ・文化活動の中核施設として聴覚障害者情報提供施設も含め指定管理により管理運営します。 (1) <u>障害者スポーツ指導者育成事業〈新規〉</u> <u>障害者アスリートが求める指導力を養う研修実施</u> (2) <u>障害者芸術活動支援ネットワーク構築事業〈新規〉</u> <u>障害者の文化芸術活動を支援するため、多彩な企画展を通じて関係団体のネットワーク化に着手</u> 3 ヨコハマ・パラトリエンナーレ事業〈拡充〉【基金】 1,000万円 <u>「ヨコハマ・パラトリエンナーレ2017」の一連の取組の中で、才能のある障害者の発掘や本人の活動を支える人材の育成を進めます。</u> 実施期間及び場所：5月～10月、象の鼻テラス 他
前年度	9億1,535万円		
差引	5,635万円		
本年度の 財源内訳	国	8,469万円	
	県	3,375万円	
	その他	1,058万円	
	市費	8億4,268万円	

24	障 害 者 施 設 の 整 備	事業内容 1 障害者施設防犯対策強化事業〈新規〉 1億4,759万円 入所等の障害者施設での利用者の安全を確保するため <u>防犯カメラ・非常通報装置等の設置による防犯対策を実施します。</u> (障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等 184か所)	
本 年 度		3億2,101万円	2 障害者施設整備事業 あんしん 1億4,515万円 障害者が地域において自立した日常生活を送るため 必要な支援を提供する施設を整備する法人に対して助 成を行います。 (1) 多機能型拠点(建設地検討) 1か所 (2) 改修(大規模修繕) 1か所 老朽化している施設は、改修等を行い、利用者等の 安全確保と安定した支援を行うために、施設環境を改 善します。 (3) 特定資金償還金助成 社会福祉法人が施設整備のために借り入れた特定資 金の償還に対して補助を行います。
前 年 度		14億6,798万円	
差 引		△11億4,697万円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	9,940万円	
	県	—	
	その他	16万円	
	市 費	2億2,145万円	3 障害者地域活動ホーム整備事業 2,827万円 社会福祉法人が施設整備のために借り入れた特定資 金の償還に対して補助を行います。

25	重 度 障 害 者 医 療 費 助 成 事 業 ・ 更 生 医 療 事 業	事業内容 1 重度障害者医療費助成事業 107億5,711万円 重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分 を助成します。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級(入院を除く) (2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 14,692人 イ 国民健康保険加入者 18,913人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 23,038人 計 56,643人	
本 年 度		157億2,781万円	
前 年 度		156億5,424万円	
差 引		7,357万円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	24億8,319万円	2 更生医療給付事業 49億7,070万円 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を 受ける際の医療費の一部を公費負担します。 (1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象者数見込 1,939人
	県	45億7,195万円	
	その他	20億9,373万円	
	市 費	65億7,894万円	

26	こころの健康対策		事業内容
本 年 度	5,720万円		1 自殺対策事業【中期】 2,940万円 社会問題である自殺への対策として、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に推進します。 (1) 地域連携 講演会等での普及啓発や自殺のおそれがある人の早期発見・早期対応の中心となる役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成研修等を行います。
前 年 度	3,948万円		(2) 地域自殺対策情報センター運営 地域における関係機関の連携推進や人材育成の拠点として、連絡調整会議や研修を開催し、自殺対策の総合的な支援体制の強化を図ります。
差 引	1,772万円		(3) 自死遺族支援等 電話相談や分かち合いの場（集い）の実施を通して自死遺族の支援等を行います。
本年度の財源内訳	国	529万円	2 依存症対策事業 911万円 国のアルコール健康障害対策の基本計画等を踏まえアルコールやその他の依存症に関する普及啓発等を行うとともに、依存症の回復プログラムを実施します。
	県	1,062万円	3 措置入院者の退院後支援（新規） 1,869万円 精神障害者の措置解除後のフォロー対応を行うための体制整備を推進します。
	その他	5万円	
	市 費	4,124万円	

27	精神科救急医療対策事業		事業内容
本 年 度	3億895万円		1 精神科救急医療対策事業（拡充） 3億526万円 県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急な精神科医療を必要とする方の受入協力機関の体制確保を行います。 (1) <u>精神科救急医療の受入体制（拡充）</u> 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。 <u>さらに、深夜の民間精神科病院の受入を通年実施し切れ目のない精神科救急医療体制を整備します。</u>
前 年 度	2億8,820万円		(2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日を実施します。
差 引	2,075万円		(3) 精神科身体合併症転院受入病院（全3病院14床） 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。
本年度の財源内訳	国	3,813万円	2 精神科救急協力病院保護室整備事業 369万円 整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。
	県	—	
	その他	18万円	
	市 費	2億7,064万円	



HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

けんこういくし

平成 29 年 度

予 算 概 要

(抜粋版)

こ ども 青 少 年 局

平成 29 年度子ども青少年局予算(案)について

子ども青少年局は、「横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン～」を平成 27 年 3 月に策定しました。



本事業計画では、

1 「子ども・青少年への支援」として、

子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

2 「子育て家庭への支援」として、

出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる

3 「社会全体での支援」として、

自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくるという3つの施策分野にまとめ、事業を推進しています。

29 年度は、産まれる前から青少年期までの全ての子ども・青少年に対して、基本施策を着実に推進し、切れ目のない総合的な事業・施策を確実に実施するとともに、個別の支援にも重点を置いた予算原案となっています。

施策体系と平成 29 年度予算概要の項目

施策分野1 「子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる」

基本施策①「乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援」

- | | | |
|---------------------|---|------------|
| 4 新制度における保育・教育の実施等 | / | 6 保育所等整備事業 |
| 7 保育・教育の質向上・保育士等確保策 | / | 8 幼児教育の支援 |
| 9 放課後の居場所づくり | | |

基本施策②「学齢期から青少年期までの子ども・青少年の育成施策の推進」

- 9 放課後の居場所づくり
- 10 すべての子ども・若者の健全育成の推進
- 11 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

基本施策③「障害児への支援」

- 12 地域療育センター関係事業
- 13 在宅障害児及び施設利用児童への支援等

基本施策④「若者自立支援の充実」

- 10 すべての子ども・若者の健全育成の推進
- 11 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実



① 保育所待機児童解消の継続

待機児童数ゼロを目指し、地域の状況に応じたきめ細やかな対応を行うとともに、保育士確保策を充実します。

② 子ども・子育て支援新制度における全ての子育て家庭への支援

保育・教育の質の維持・向上を図るとともに、在宅の子育て家庭への支援を充実します。

③ 放課後児童支援策の充実

増加する留守家庭の子どもたちの19時までの居場所を充実します。

④ 児童虐待防止への取組の充実

児童虐待死の根絶を目指し、児童福祉法等の改正を踏まえた取組を充実するなど、児童虐待対策を総合的に推進します。

⑤ 困難を抱える若者支援策の充実

若者の自立に向け、状態に応じた段階的支援に取り組むとともに、区役所で専門相談を実施するなど、困難を抱える若者支援を推進します。

⑥ 子どもの貧困対策の推進

子どもの自立に向けた生活・学習支援を充実するとともに、支援につなぐ仕組みづくりを進めるなど、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を推進します。

施策分野2 「出産・子育てが楽しいと思える環境をつくる」

基本施策⑤ 「生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援」

2 妊娠から乳幼児期までの途切れのない支援の充実

5 多様な保育ニーズへの対応

基本施策⑥ 「地域における子育て支援の充実」

3 地域における子育て支援の充実

基本施策⑦ 「ひとり親家庭の自立支援/配偶者からの暴力(DV)への対応と未然防止」

16 ひとり親家庭等の自立支援 / 17 DV対策事業

18 児童扶養手当等 / 21 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

施策分野3 「自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる」

基本施策⑧ 「児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実」

14 児童虐待防止への取組の充実 / 15 社会的養護の充実

基本施策⑨ 「ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進」

20 横浜市子ども・子育て支援事業計画、ワーク・ライフ・バランスの推進

その他

19 児童手当

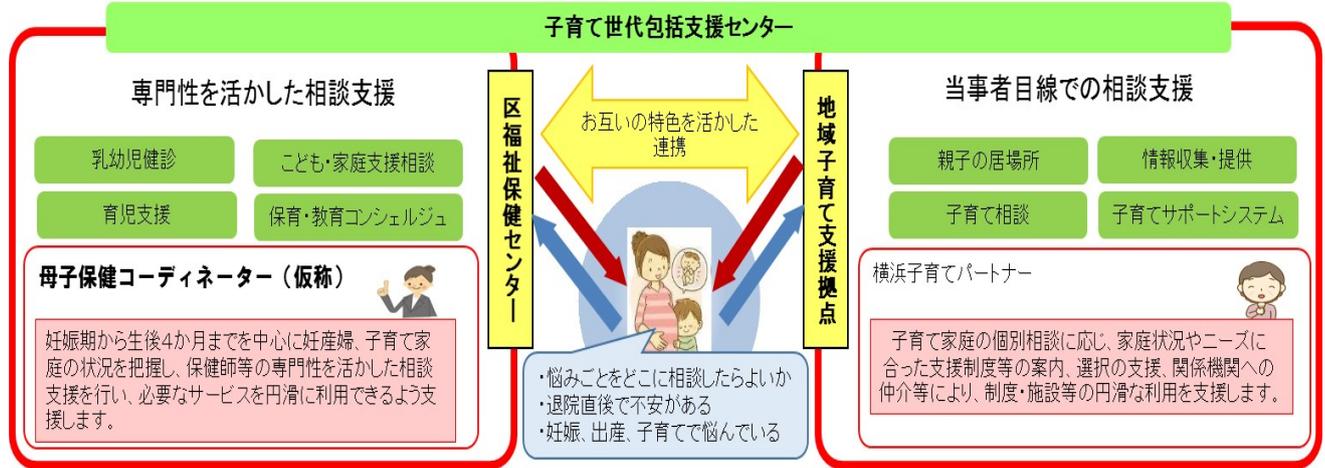
「子どもの貧困対策」

1 子どもの貧困対策の推進

- 子育て世代包括支援センターによる妊娠期から子育て期までの支援の充実 -

1 横浜市版子育て世代包括支援センター

「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、市町村は子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施することとされました。横浜市では、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点がそれぞれの特徴を活かして連携・協働することで、子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期までの支援の充実を図っていきます。



○ **区福祉保健センター（こども家庭支援課）では、保健師等の専門性を活かした相談支援を行う「母子保健コーディネーター（仮称）」を、29年度はモデル区3区に配置し、妊産婦の相談・支援に対応します。**

- ・母子保健コーディネーター（仮称）は、母子健康手帳交付時に全妊婦と面接を行い、出産・子育て準備プラン（仮称）を作成します。
- ・出産・子育て準備プラン（仮称）を活用することで、各妊婦が状況に応じて適した母子保健サービス（両親教室、産前産後ヘルパー等）を確認し、利用しやすくなるようにします。
- ・産後4か月までを中心に相談に対応するとともに、体調の変化や家族状況の変化等に応じて妊娠・子育て準備プラン（仮称）を変更し、継続相談が必要な人へは電話や家庭訪問による支援を行います。

○ **地域子育て支援拠点では、当事者目線での相談支援を行う「横浜子育てパートナー」を、27年度から全区の地域子育て支援拠点に配置し、親子の居場所や子育てに関する地域情報の提供など、地域子育て支援拠点が持つ特性を生かし、子育て家庭からの気軽な相談に応じています。専門性が必要な相談については、区福祉保健センターと連携・協力して対応するなど総合的に支援しています。**

2 充実する関連施策

29年度は、産婦健康診査への助成、外出が難しい産婦を対象とした訪問による母乳相談、さらに3区で産後うつの早期発見・支援にむけた取組を実施します。

主な母子保健・育児支援事業(就学前までの取組) ※白抜きが主な新たな取組

	妊娠	28～32週	誕生	1か月	2か月	4か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	就学
全ての妊産婦・子育て家庭を対象とした事業	(新規・充実)【母子保健コーディネーター】妊婦届出時面接、相談支援(モデル区) こんには赤ちゃん訪問 (新規)産後うつ対策(モデル区) 4か月児健康診査 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査											
医療機関で実施	妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査 (新規)産婦健康診査 医療機関乳幼児健康診査											
状況に応じて実施、利用をすすめる事業	産後母子ケア事業 (新規)訪問型母乳相談 保健師・助産師等による家庭訪問(妊・産婦、新生児、乳幼児) 地域子育て支援拠点(親子の居場所、妊娠期を対象としたプレママパパ講座等の開催、横浜子育てパートナー) 産前産後ヘルパー派遣事業 相談事業(こども家庭支援相談・女性の健康相談等) 健康教育事業(母親教室・両親教室・地域赤ちゃん教室・育児教室等)											

平成29年度 　こども青少年局予算案総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項 目	28年度	29年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	253,775,112	270,298,230	16,523,118	6.5	
青少年費	21,131,180	21,544,237	413,057	2.0	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	137,871,049	152,037,653	14,166,604	10.3	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こども福祉保健費	94,772,883	96,716,340	1,943,457	2.1	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸支出金	629,382	623,235	△ 6,147	△ 1.0	
特別会計繰出金	629,382	623,235	△ 6,147	△ 1.0	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	254,404,494	270,921,465	16,516,971	6.5	
(特別会計)					
母子父子寡婦福祉資金会計	1,046,994	523,320	△ 523,674	△ 50.0	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特別会計計	1,046,994	523,320	△ 523,674	△ 50.0	

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

12		地域療育センター 関係事業	
本年度		千円 3,288,178	
前年度		3,266,444	
差引		21,734	
本年度の 財源内訳	国	50,874	
	県	25,435	
	その他	121	
	市費	3,211,748	



【療育センターにおける療育訓練の様子】

事業内容

0歳から小学校期までの障害児の療育に関する専門機関、地域における中核機関として地域療育センターの運営を行います。
また、発達障害のある児童への対応等に関する小学校教職員への支援や発達障害児を対象とした通所支援事業を実施します。

1 地域療育センター運営事業<拡充> 27億7,736万円

申込件数の増加に対応するため、「原則として申込後2週間以内の相談員による面談」や、初期の療育支援の場として親子で参加する「広場事業」などを実施し、早期に保護者の不安軽減に努めるとともに支援の円滑化を図ります。

特に申込件数が多い東部地域療育センターについて、担当区域内に相談場所を新設し、相談員を増員します。

(1) センター一覧及び予算内訳

(単位：千円)

センター名		運営法人等	本年度予算
1	南部地域療育センター	指定管理者：(福)青い鳥	361,308
2	中部地域療育センター		394,730
3	東部地域療育センター		426,789
4	戸塚地域療育センター	指定管理者： (福)横浜市リハビリテーション事業団	326,702
5	北部地域療育センター		305,140
6	西部地域療育センター		376,664
7	地域療育センターあおば	民設民営：(福)十愛療育会	282,147
8	よこはま港南地域療育センター	民設民営： (福)横浜市リハビリテーション事業団	303,879
計			2,777,359

※ 総合リハビリテーションセンターでも同様のサービスを提供しています。

(2) サービス内容

相談・地域サービス部門	福祉保健センターが行う療育相談へのスタッフ派遣、保育所や幼稚園などの関係機関への巡回訪問による技術支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援等
診療部門	診断、検査、評価、訓練指導等
通園部門	児童発達支援センター(知的障害児) 医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)での療育訓練

2 地域療育センター学校支援事業 1億4,431万円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターの専門スタッフが小学校を訪問し、主として発達障害のある児童への学校内での対応に関する研修や教職員への支援を行います。
(実施か所：9か所)

(1) 小学校教職員を対象とした研修

一般学級・個別支援学級担任教諭、特別支援教育コーディネーター等への障害に関する研修の実施、学校が企画した研修等への協力

(2) 小学校教職員への技術的支援

児童とのコミュニケーションのとり方、掲示物などの表示方法や教室内の環境設定、教材の活用方法等に関する助言など

3 地域療育センター発達障害児通所支援事業 3億6,651万円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターが運営する児童発達支援事業所において、主として知的に遅れのない発達障害児を対象に集団療育を行います。
(実施か所：9か所)

13		在宅障害児及び施設利用児童への支援		事業内容											
		<p>障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児への医療的ケア等を実施します。</p> <p>1 障害児通所支援事業<拡充> 76億9,394万円</p> <p>(1) 障害児通所支援事業<拡充> 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児童に対する給付費を支出します。 ○ 放課後等デイサービスの事業所数（29年度末見込） <u>245か所</u> ○ 放課後等デイサービスの利用児童人数（29年度末見込） <u>8,649人</u></p> <p>(2) 障害児通所支援研修等事業 障害児通所支援事業所のサービスの質の向上を図るため、事業所向けに研修を実施します。 「横浜市版放課後等デイサービスガイドライン」に基づく運営や虐待防止等の基本的事項、児童や保護者に対する適切な支援の方法について、グループワークや実地研修を通じて学び、理解を深めます。</p>		千円											
本年度		10,580,560													
前年度		9,064,419													
差引		1,516,141													
本年度の財源内訳	国	4,670,727													
	県	1,975,712													
	その他	13,512													
	市費	3,920,609													
2 学齢後期障害児支援事業 1億1,818万円		<p>学齢後期（中学・高校生年代）の発達障害の児童を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、通学先学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を行います。</p> <p>(1) 実施機関 ○ 小児療育相談センター（所在地：神奈川区） ○ 横浜市総合リハビリテーションセンター（所在地：港北区） ○ 学齢後期発達相談室くらす（所在地：港南区）</p>													
3 メディカルショートステイシステム事業 2,988万円		<p>常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。<協力医療機関10病院></p>													
4 医療環境整備事業 201万円		<p>医療的ケアを要する重症心身障害児者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者によるネットワーク連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。 また、重症心身障害児者のかかりつけ医から三次医療機関までのネットワーク構築に向けて検討を行います。</p>													
5 障害児入所支援事業等 22億9,893万円		<p>障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出します。<見込み人数：264人> また、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。 さらに、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、引き続き本市独自の利用者負担助成を行います。</p>													
6 障害児施設の再整備 4億3,762万円		<p>施設の老朽化及び多様化する障害児の支援ニーズに対応し、より望ましい生活環境を確保するため、社会福祉法人が行う施設の再整備に対し、建設費等の助成を行います。</p> <p>【施設概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備内容</th> <th>運営法人</th> <th>所在</th> <th>定員</th> <th>しゅん工予定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉型障害児入所施設「ぼらいと・えき」（旧なしの木学園）再整備</td> <td>社会福祉法人 試行会</td> <td>泉区</td> <td>70人 （長期60人・短期10人）</td> <td>平成29年度</td> </tr> </tbody> </table>				整備内容	運営法人	所在	定員	しゅん工予定	福祉型障害児入所施設「ぼらいと・えき」（旧なしの木学園）再整備	社会福祉法人 試行会	泉区	70人 （長期60人・短期10人）	平成29年度
整備内容	運営法人	所在	定員	しゅん工予定											
福祉型障害児入所施設「ぼらいと・えき」（旧なしの木学園）再整備	社会福祉法人 試行会	泉区	70人 （長期60人・短期10人）	平成29年度											

【横浜の未来像を表す新ロゴマーク】



風車の羽をモチーフにしたマーク。ヨコハマに吹く自由で開放的な風をイメージしたものです。3つの異なる四角形は、ヨコハマの多様性を表しています。

CHILD AND YOUTH BUREAU

こどもせいしょうねん





平成 29 年 度

予 算 概 要
(抜 粋)

教 育 委 員 会

平成 29 年度教育予算について

教育予算の概要

平成 29 年度の教育委員会の一般会計の予算額は、2,425 億 9,154 万円、対前年度 1,485 億 5,280 万円の増、158.0%の増となっています。

28 年度 2 月補正予算の一部を含む 15 か月予算は、2,489 億 170 万円、対前年度 1,548 億 6,296 万円の増、164.7%の増となっています。

区 分	29 年度予算額	28 年度予算額	増 減
事業費 (市費移管除く)	915 億 8,202 万円 【978 億 9,218 万円】	919 億 4,776 万円	▲3 億 6,574 万円 (▲0.4%) 【59 億 4,442 万円 (6.5%)】
教職員人件費等 本市移管分	1,510 億 952 万円	20 億 9,098 万円	1,489 億 1,854 万円
合計	2,425 億 9,154 万円 【2,489 億 170 万円】	940 億 3,874 万円	1,485 億 5,280 万円 (158.0%) 【1,548 億 6,296 万円 (164.7%)】

※下段【 】内は、28 年度の 2 月補正予算の一部を含めたもの

予算編成の考え方

1 横浜の教育をめぐる動向

教育委員会では、教育が果たしている普遍的な役割に加え、横浜が目指す「人づくり」の観点から、3つの基本【知】【徳】【体】と2つの横浜らしさ【公】（公共心と社会参画意識）【開】（国際社会に寄与する開かれた心）を示し、横浜の子どもを育成しています。

平成 26 年 12 月に、「横浜市中期 4 か年計画 2014～2017」の策定にあわせて、26 年度から 30 年度までの 5 年間に取り組む具体的な計画として、「第 2 期横浜市教育振興基本計画」を策定しました。また、27 年 9 月には総合教育会議での議論を経て、「横浜市教育大綱」が策定されました。

引き続き、「第 2 期横浜市教育振興基本計画」に基づき、教育施策を着実に進めるとともに、次期学習指導要領を見据えた教育の質の向上に取り組めます。

2 平成 29 年度教育予算の考え方

平成 29 年度は、県費負担教職員の本市移管が実現し、長年の懸案だった任命権者と給与負担者が異なる「ねじれ」が解消することを機に、更なる教育の質の向上に取り組めます。また、いじめの防止や早期解決に向けて、スクールソーシャルワーカーや小中一貫型カウンセラーの拡充等に取り組むとともに、児童支援専任教諭が役割を十分に果たせるよう、体制強化を図ります。その他、個別ニーズに応じた支援をはじめ、学校生活のきめ細かな支援、子どもたちの「本物」体験の充実等に重点を置き、教育予算を編成しました。

<参考>第2期横浜市教育振興基本計画に基づき重点的に取り組む施策

5つの目標と13の施策から成る「第2期横浜市教育振興基本計画」に基づき、教育の質の向上に取り組めます。

目標1 「知」「徳」「体」「公」「開」で示す“横浜の子ども”を育みます

施策1 横浜らしい教育の推進

(重点取組)

- 1 横浜型小中一貫教育の推進
- 2 豊かな体験を通じた学習の推進
- 3 家庭・地域と連携した防災教育の推進
- 4 国際社会で活躍できる人材の育成
- 5 先進的なICT教育の推進

【主な取組事業】

- 小中一貫教育推進事業 (3,742万円)
- キャリア教育実践プロジェクト事業 (637万円)【再掲】
- 英検等の実施による外部指標の導入 (7,284万円)【再掲】

施策2 確かな学力の向上

(重点取組)

- 1 基礎的・基本的な知識・技能の習得を目指した学習の推進と学習習慣の定着
- 2 考える力を育むための授業改善の推進
- 3 「横浜市学力・学習状況調査」の活用による学力の向上

【主な取組事業】

- 学校司書の配置 (6億8,737万円)【再掲】
- 理科支援員の配置 (8,344万円)【再掲】
- 横浜市学力・学習状況調査事業 (5,379万円)

施策3 豊かな心の育成

(重点取組)

- 1 実生活に生きる道徳教育の充実
- 2 人権教育の推進
- 3 いじめ根絶、登校支援に向けた取組
- 4 文化芸術の体験を通じた豊かな感性や情操の醸成

【主な取組事業】

- 豊かな心の育成事業 (583万円)
- 人権教育推進事業 (869万円)
- スクールソーシャルワーカーの配置 (1億1,665万円)【再掲】
- 心の教育ふれあいコンサート (2,459万円)【再掲】

施策4 健やかな体の育成

(重点取組)

- 1 PDCAサイクルによる「体育・健康プラン」の運営改善
- 2 食育の推進などによる健康な体づくり
- 3 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組

【主な取組事業】

- 子どもの体力向上推進事業 (4,084万円)
- 市立学校食育推進事業 (240万円)
- 小中学生とオリンピック・パラリンピアンとの交流 (230万円)【再掲】

施策5 特別なニーズに対応した教育の推進

(重点取組)

- 1 特別支援教育推進のための指導體制の充実
- 2 特別支援学校の再編整備
- 3 日本語指導が必要な児童生徒への支援

【主な取組事業】

- 肢体不自由特別支援学校再編整備事業 (1億2,416万円)【再掲】
- 日本語支援拠点施設の開設 (2,264万円)【再掲】
- 日本語指導が必要な児童生徒への支援 (1億342万円)【再掲】

施策6 魅力ある高校教育の推進

(重点取組)

- 1 次代を担うグローバル人材の育成
- 2 特色ある高校づくり
- 3 生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばす教育の充実

【主な取組事業】

- スーパープロフェッショナルハイスクールの指定 (1,000万円)【再掲】
- スーパーグローバルハイスクールの推進 (1,700万円)【再掲】
- 中高一貫教育校推進事業(横浜サイエンスフロンティア高校) (1,034万円)【再掲】

※小学生・中学生の表記には義務教育学校に通う児童生徒を含みます。

目標2 尊敬される教師 誇りや使命感に満ちた信頼される教職員を確保・育成します

施策7 優れた人材の確保

(重点取組)

- 1 優れた教職員の確保策の展開
- 2 大学と連携した教員の養成・確保

【主な取組事業】

- 教員確保対策事業 (2,230万円)
- よこはま教師塾「アイ・カレッジ」
(3,793万円)

施策8 教師力の向上

(重点取組)

- 1 教師力向上のための研究・研修の仕組みづくり
- 2 大学や民間企業と連携した教員の学びの支援
- 3 教職員の心の健康の維持・向上

【主な取組事業】

- 学校現場におけるOJTに対する支援(50万円)【一部再掲】
- 教員の海外研修派遣 (3,238万円)【再掲】

目標3 信頼される学校 学校の組織力を高め、信頼される学校を目指します

施策9 チーム力を活かした学校運営の推進

(重点取組)

- 1 校長、副校長のマネジメント力の向上
- 2 学校の情報発信による保護者や地域の理解促進
- 3 教職員の負担軽減に向けた取組
- 4 県費負担教職員の市費移管への対応

【主な取組事業】

- 民間マネジメント研修派遣 (216万円)【一部再掲】
- 職員室業務アシスタントの配置 (3,399万円)【再掲】
- 教職員人件費等 (1,510億952万円)

施策10 学校教育事務所の機能強化による学校支援

(重点取組)

- 1 自主的・自律的な学校運営のための支援

【主な取組事業】

- 学校教育事務所運営費 (2億3,546万円)
- 学校運営サポート事業 (750万円)

目標4 家庭・地域・学校が連携し、子どもの成長を支えます

施策11 子どもの成長を社会全体で支える体制づくり

(重点取組)

- 1 地域の人材を活かした学校運営の推進
- 2 児童生徒の地域活動への参加促進
- 3 家庭の教育力向上のための支援
- 4 区役所や児童相談所、療育センター、警察や関係機関との連携による児童生徒支援

【主な取組事業】

- 学校運営協議会推進事業 (1,030万円) ●児童・生徒指導推進費 (2,061万円)

目標5 子どもの教育環境を整備するとともに、市民の学習活動を支援します

施策12 教育環境の整備

(重点取組)

- 1 安全で安心な教育環境の整備
- 2 学校規模の適正化

【主な取組事業】

- 学校特別営繕費 (150億1,190万円)【再掲】
- 児童生徒急増対策 (校舎等の新增改築)
(94億9,201万円)【再掲】

施策13 市民の学習活動の支援

(重点取組)

- 1 地域の特性に応じた読書活動の推進
- 2 図書館サービスの充実
- 3 横浜の歴史に関する学習の場の充実

【主な取組事業】

- 横浜市民の読書活動推進事業 (239万円)【一部再掲】
- 図書館運営費 (8億3,101万円)【一部再掲】

1 項 6 目 特別支援教育指導振興費		インクルーシブ教育システムの構築のため、一人ひとりに応じた就学相談と教育相談を行うとともに、市立学校における教育環境のさらなる充実を図ります。また、幼児児童生徒に対して必要な教育的支援を行うことで、将来の自立と社会参加につなげていきます。				
本年度	前年度	差引	本年度の財源			
			国・県費	その他	市債	一般財源
千円 287,476	千円 280,700	千円 6,776	千円 23,872	千円 1,204	千円 0	千円 262,400
(1) 特別支援教育支援員事業費		62,369千円	(48,921千円)			
特別支援教育支援員を配置することにより、一人ひとりの子どもに対し学校生活場面と学習場面の連続性のある支援を可能とし、障害特性によるニーズに応じたトータルな支援を行います。						
(2) 特別支援学校就労支援事業費		12,980千円	(13,474千円)			
高等特別支援学校に在籍する生徒が企業就労を通して自立・社会参加を図れるよう、指導員を配置し職場実習先の開拓や就労定着のための職場訪問などを行います。						
(3) 特別支援学校医療的ケア体制整備事業費		51,366千円	(51,488千円)			
特別支援学校(肢体)5校に看護師を配置するとともに、事務局、教員及び医師などで構成する合同懇談会等を開催し、医療的ケア実施体制の整備を図ります。						
(4) 相談指導費		88,148千円	(89,213千円)			
児童生徒一人ひとりのニーズに応じて、特別支援教育にかかわる就学・教育相談を行います。						
(5) 発達障害の子どもへの通級による指導のあり方研究事業費		2,617千円	(1,526千円)			
28年度に引き続き、「情緒障害・LD・ADHD」の通級指導教室において、発達障害のある児童生徒のひとり一人の教育的ニーズに対応した指導の在り方と指導プログラムについての実践研究を行います。						
(6) 適応困難な子どもの才能を伸ばす教育事業費<<新規>>		5,010千円	(-)			
学校生活への適応が困難である一方、特定の分野で特に優れた能力を持つ子どもたちの個性を引き出し、才能を伸ばすための教育を行います。						
(7) 企画総務費等		64,986千円	(76,078千円) <71,104千円>			
企画総務費、特別支援教育行事費、センター総務費、臨床指導医等派遣事業費ほか						

5 項 1 目 (抜 粋)		「いきいき学校づくり予算」により、学校長の裁量のもと、自主的・主体的に、それぞれの学校の特色や学校事情・地域事情に応じた予算計画を作成し、執行します。				
学校管理費・学校運営費						
本年度	前年度	差引	本年度の財源			
			国・県費	その他	市債	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
689,594	708,270	Δ 18,676				689,594

- (1) **スクールバス運行費** 640,791千円 (665,812千円)
 特別支援学校に在籍する児童生徒に対し、登下校支援を行うため、スクールバスを運行します。
 児童生徒の安全確保や身体的負担の軽減を図るため、全41コースで運行を実施しま
- (2) **教育用コンピュータ整備事業費** 13,854千円 (9,857千円)
 学校のコンピュータ教室及び普通教室用のPCなどを引き続き賃借するとともに、タブレット端末の導入を進めていきます。また、教育用・校務用PC及びネットワークなどの各種障害に対処するため、学校サポートデスクを運営します。
- (3) **学校需用費等** 34,949千円 (32,601千円)
 ・校務用コンピュータ整備事業費
 ・特別支援学校保険加入費等

8 項 4 目		障害のある児童生徒の状態に応じて効果的な指導が行えるよう、個別支援学級、通級指導教室及び特別支援学校の施設の整備等を行います。				
特別支援教育施設整備費						
本年度	前年度	差引	本年度の財源			
			国・県費	その他	市債	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
171,193	125,000	46,193	6,757	0	40,000	124,436

- (1) **個別支援学級設備費** 27,280千円 (45,500千円)
 個別支援学級について、改修等の整備を行います。
- (2) **通級指導教室整備事業費** 19,750千円 (39,500千円)
 通級指導教室について、改修等の整備を行います。
- (3) **肢体不自由特別支援学校再編整備事業費** 124,163千円 (35,000千円)
 軽度から重度までの肢体不自由児に幅広く対応するなど、教育環境の向上等を図るため、左近山特別支援学校(仮称)の整備に向けた設計等を実施します。また、既存の肢体不自由特別支援学校の改修に向けた設計等を進めます。



平成 29 年度

予 算 概 要

抜 粋 版

(建築局分)

平成 29 年度
予 算 概 要
抜 粋 版

(建築局分)

8	住宅施策推進費		事業内容	
	本年度	199,714 千円		
	前年度	233,358		
	差引	△33,644		
	財本 源年 内度 訳の	国		41,805
		県		3,240
市債		—		
その他		27,434		
	一般財源	127,235		

住宅マスタープランである「横浜市住生活基本計画」に基づき、団地の再生、マンション管理組合支援、子育て世帯や高齢者等への居住支援、省エネ住宅の普及など、市民が安心して暮らせる住まい・住環境整備に向けた取組を進めます。

(1) 住宅施策推進事業

1,584 千円 (28: 14,846 千円)
(差引 △ 13,262 千円)

ア 横浜市住生活基本計画の見直し

28年度の住宅政策審議会の答申を受け、横浜市の住まいや住環境の基本的な方向性を定める横浜市住生活基本計画の見直しを行います。

◆横浜市住生活基本計画（改定計画）の概要

- ① 位置付け
「横浜市基本構想（長期ビジョン）」を上位計画とした住宅部門の基本計画
- ② 計画期間
2017年度（平成29年度）から 2026年度（平成38年度）まで（10年間）
- ③ 基本的な施策の展開（H29.1時点）
 - 目標 1 若年世帯から子育て世帯や高齢者世帯まで、安心して暮らせる住まいの確保や
住まい方の実現
 - 目標 2 重層的な住宅セーフティネットの構築による住宅確保要配慮者の居住の安定確保
 - 目標 3 良質な住宅ストックの形成
 - 目標 4 総合的な空家対策の推進
 - 目標 5 低炭素社会の実現に向けた環境にやさしい住まいづくり
 - 目標 6 災害に強く、安全・安心な住宅と住環境の形成
 - 目標 7 住み慣れた身近な地域で、誰もが安心して暮らし続けられる、持続可能な住宅地
・住環境の形成

イ 横浜市高齢者居住安定確保計画の改定

第6期横浜市保健福祉計画・介護保険事業計画の見直し（平成30年4月予定）を踏まえ、横浜市高齢者居住安定確保計画の改定を行います。

◆横浜市高齢者居住安定確保計画の概要

- ① 位置付け
「横浜市住生活基本計画」及び「横浜市保健福祉計画・介護保険事業計画」を上位計画とし、住宅政策と高齢者福祉政策が連携して、高齢者の居住の安定の確保に関する施策を推進するための計画
- ② 計画期間
2018年度（平成30年度）から 2020年度（平成32年度）まで（3年間）
- ③ 見直しの内容（H29.1時点予定）
 - ・サービス付き高齢者向け住宅について…供給目標量の設定、使用料の軽減のための手法、立地の適正化等
 - ・民間賃貸住宅等の活用について

(2) 郊外住宅地再生支援事業 75,509 千円 (28: 66,658 千円)
(差引 8,851 千円)

ア 持続可能な住宅地モデルプロジェクト 43,000 千円 (28: 45,958 千円)
(環境未来都市推進プロジェクト) (差引 △ 2,958 千円)

持続可能な住宅地モデルプロジェクトは、地域特性を踏まえ、市民、民間事業者、行政、大学等が連携しながら、地域課題（高齢化対応、子育て支援、医療・介護連携、多世代交流、地域交通、地域エネルギーなど）の解決に取り組み、誰もが安心して暮らし続けられる、持続可能な魅力あるまちづくりのモデルを創り出します。

① 青葉区たまプラーザ駅北側地区 20,000 千円 (28: 20,000 千円)
(差引 0 千円)

「次世代郊外まちづくり基本構想 2013」に基づき、コミュニティのネットワークづくりや、子育て支援、医療・介護の連携、団地の再生、戸建て住宅地の再生などの取組を進めます。

② 緑区十日市場町周辺地域 12,500 千円 (28: 15,958 千円)
(差引 △ 3,458 千円)

事業基本計画（28年策定）に基づき市有地活用事業を推進するとともに、周辺地域も含めた地域交流や活動の活性化、魅力の発信、住み替え支援などの取組を進めます。

③ 相鉄いずみ野線沿線地域 5,000 千円 (28: 5,000 千円)
(差引 0 千円)

「みらいに向けたまちづくりイメージブック 2015」（27年策定）に基づき、沿線各駅で魅力的な地域資源を活かしたまちづくりを進めます。

④ 磯子区洋光台周辺地区 4,000 千円 (28: 5,000 千円)
(差引 △ 1,000 千円)

多世代近居のまちづくりを目指し、「洋光台まちづくりビジョン」を踏まえ多世代交流・コミュニティ支援や既存ストックを活用した活力あるまちづくり、環境・健康・防災に係る取組を進めます。

イ 団地再生に向けた新たな取組【区】 10,609 千円 (うち【区】8,109千円) (28: - 千円)
(差引 10,609 千円)

人口減少、超高齢社会を迎え、建物の老朽化、コミュニティの希薄化や空き家の増加が進む中、市民の6割以上が住む郊外部の住宅地の再生・活性化に向けて、新たに公的な住宅供給団体等で組織した「よこはま団地再生コンソーシアム」により、住み替え、再生資金、拠点づくりなどの団地再生の取組を連携して進めます。

また、高齢化の進む大規模団地を抱える旭区と連携し、再生モデルの構築に着手します。

- ・団地再生コンソーシアム（500千円）
- ・大規模団地再生モデルの構築【区】（8,109千円）
- ・団地再生における制度検討等（2,000千円）

※【区】は、地域課題解決のため区の財源も活用し、局が予算を編成・執行する「区局連携促進事業」

ウ 団地再生支援事業

21,900 千円 (28: 20,700 千円)
(差引 1,200 千円)

建物の老朽化や居住者の高齢化が進む集合住宅団地の再生に向けた住民主体の取組を、コーディネーターの派遣等により支援します。

また、課題が複合化し住民や民間事業者等による再生が難しく、他の団地のモデルとなりうる取組を進める大規模団地等について、関係者と連携を図りながら総合的な視点で再生に取り組めます。

(3) マンション関連支援事業

3,620 千円 (28: 4,340 千円)
(差引 △ 720 千円)

分譲マンションの良好な維持管理のため、マンション管理組合への専門家派遣や情報提供等により支援します。

マンションアドバイザー派遣件数 40件 (28: 80件)

(4) サービス付き高齢者向け住宅登録事業

2,420 千円 (28: 2,691 千円)
(差引 △ 271 千円)

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録を行います。

新規登録件数 20件 (28: 30件)

(5) 民間住宅関連支援事業

9,441 千円 (28: 11,843 千円)
(差引 △ 2,402 千円)

ア 民間住宅あんしん入居事業

連帯保証人を確保できないことが理由で民間賃貸住宅への入居が困難な高齢者、障害者、外国人等を対象に、民間の保証会社を利用した家賃保証と、区役所等の既存福祉サービスによる居住支援を行います。

また、28年12月から2年間、民間住宅あんしん入居事業を利用して、新たに入居されるひとり暮らしの60歳以上の方を対象に、安否確認サービスモデル事業を実施し、入居支援をさらに推進していきます。

イ 高齢者住替え促進事業

高齢者の円滑な住替えを支援するため、住宅施策と福祉施策の連携のもと、高齢者向け住宅や施設の情報など総合的な相談窓口を運営するとともに、高齢者がより身近な場所で相談できるよう、市民利用施設等への出張相談を実施します。

ウ 住宅リフォーム等支援事業

住宅の防災化・バリアフリー化を図るため、これらの改修等に必要となる資金を市民が住宅金融支援機構などから融資を受ける際、利子補給を行います。

新規申込は20年度で終了しているため、21年度以降は交付決定済案件にかかる支払いを実施しています。

エ 地域子育て応援マンション認定事業

住宅の広さや遮音性、バリアフリー等の住宅性能を満たし、保育所などの地域向け子育て支援施設を併設したマンションを、「地域子育て応援マンション」として認定します。

(こども青少年局との共管事業)

地域子育て応援マンション 認定件数 2物件 (561戸)

(6) 住まいに関する相談・情報提供事業7,000千円 (28: 7,400千円)
(差引 △400千円)

市民が身近な場所で住まいに関する総合的な相談を受けられるよう、ハウスクエア横浜での相談業務のほか、民間事業者(※)の実施する相談拠点と連携し、また市民利用施設を活用して、住まいに関する相談や情報提供を引き続き実施します。

住宅の省エネルギー化に関する一定の知識を有する建築士等を省エネ住宅相談員として登録し、登録時の講習会や知識・技術向上のための研修会等を実施することにより、市民からの幅広い疑問に答えることができるコンシェルジュとして育成するなど、省エネ住宅の普及・啓発に努めます。

ア 住まいに関する相談・情報提供事業 (相談事業・民間事業者等連携)	4,220千円
イ 省エネ住宅に関する相談体制の充実 (省エネ住宅相談員登録制度の運営)	2,300千円
ウ 省エネ住宅に関する相談体制の充実 (人にやさしい住まいづくり体験館の活用)	480千円

※民間事業者：東京急行電鉄株式会社、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会、
一般社団法人横浜市建築士事務所協会、相鉄不動産販売株式会社

(7) 住まいのエコリノベーション推進事業28,100千円 (28: 39,000千円)
(差引 △10,900千円)**【エコリノベーション (省エネ改修) 補助】**

環境性能の向上やライフスタイルに対応し、あわせて「健康」の要素を備えたエコリノベーションを推進することを目的に、エコリノベーション工事等に要する費用の一部を補助します。

(補助概要)

補助対象	補助金額の上限	備考	補助件数
一般改修住宅	工事費用の1/3 かつ 40万円		30件程度
特定改修住宅	工事費用の1/3 かつ 80万円	住宅全ての開口部を断熱改修	

【よこはまエコリノベーション・アカデミー】

- ・講座の開催や実際の既存住宅の改修現場の見学会を実施するなど、学びの場を創出します。
- ・年3回程度開催
- ・参加対象者 (市内企業、市民、学生等)

【エコリノベーションの連携・拡大】

市内の住まいづくりの担い手である、設計事務所及び工務店を中心に、大学、エネルギー供給会社等の多様な主体との連携により、住まいのエコリノベーションの普及・推進のために、エコリノベーションに関する情報共有及び情報発信を積極的に行います。

(8) ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) 推進事業20,000千円 (28: 20,000千円)
(差引 0千円)**【ZEH補助】**

経済産業省の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」の補助要件を満たし、かつCASBEE横浜[戸建]の要件を満たす新築住宅の設備機器導入に要する費用の一部を補助します。

(補助概要)

補助要件	次の①、②の両方を満たすもの	
	① ZEH	国のZEH補助を受けるもの
	② CASBEE横浜[戸建]	Sランク又はAランク達成
補助対象	ZEH+CASBEE横浜[戸建]の要件を満たすために設置する設備機器のうち指定するもの	
補助金額	補助対象となる設備機器費の2分の1 (上限金額50万円)	
補助件数	20件	

【よこはまZEH・アカデミー】

- ・講座の開催など、学びの場を創出します。
- ・年3回程度開催
- ・参加対象者 (市内企業、市民、学生等)

(9) 災害時対応住宅施策事業

2,000 千円 (28: 7,000 千円)
(差引 △ 5,000 千円)

【応急仮設住宅供給マニュアルの見直し】

大規模地震等の発災時に早期の応急仮設住宅の供与ができるよう、民間賃貸住宅の借上げも含めた「応急仮設住宅供給マニュアル」を見直します。

(参考) 「横浜市応急仮設住宅供給マニュアル」の構成概要

- 1 体制
- 2 事前準備 (平時の役割)
- 3 被害状況の把握と災害救助法の適用
- 4 利用可能な戸数把握、需要の把握
- 5 方針及び設置計画の策定
- 6 応急仮設住宅の建設・借上げ、入居、管理、処分・清算

【住宅復興実務マニュアルの策定】

震災復興時に住宅の速やかな再建や応急的な住宅から恒久的な住宅への円滑な移行ができるよう「住宅復興実務マニュアル」を策定します。

(参考) 「横浜市住宅復興実務マニュアル」の構成 (案)

- 1 住宅復興体制
- 2 住宅復興の流れ
- 3 住宅復興の手引き
(緊急の住宅確保、恒久住宅及び公営住宅の供給・再建、民間住宅の再建支援)

(10) 被災者向け住宅家賃負担事業

3,240 千円 (28: 12,600 千円)
(差引 △ 9,360 千円)

横浜市住宅供給公社が東日本大震災による被災者の受入れのために提供している住宅について、被災県から供与期間延長の要請があったため、引き続き借上げます。

平成 29 年度

予 算 概 要

抜 粋 版

(交通局分)

平成 29 年度
予 算 概 要
抜 粋 版

(交通局分)

5	乗り降りしやすい バスの導入 (市営バス)	事業内容 						
本 年 度	千円 1,856,431							
<p>乗り降りしやすいバスの導入</p> <p>ノンステップバス (平成22年度予算より健康福祉局からの導入補助は終了。(平成24年度予算より民営バスのみ導入補助) 交通局の企業努力により引き続き導入を推進)</p> <p>どなたにでも乗り降りしやすいノンステップバスを63両導入します。このうち、環境にも配慮したハイブリッドノンステップバス(5両)の導入を予定しています。一般乗合バスに占める低床バスの割合は、29年度末においても前年同様100%となります</p> <p>29年度購入予定ノンステップバス車両数 63両</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">うち</td> <td>ディーゼルノンステップバス</td> <td style="border-right: 1px solid black;">58両</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">うち</td> <td>ハイブリッドノンステップバス</td> <td style="border-right: 1px solid black;">5両</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">(28年度末ノンステップバス車両予定数 755両)</p>			うち	ディーゼルノンステップバス	58両	うち	ハイブリッドノンステップバス	5両
うち	ディーゼルノンステップバス	58両						
うち	ハイブリッドノンステップバス	5両						

障害者虐待防止に関する広報・啓発用チラシの作成について

1 趣旨

障害のある方（主に知的障害）にも分かりやすい内容とした、障害者虐待防止法に関するチラシを作成しました。今後、関係機関等を通じ、当事者の方に届くよう配布していきます。

2 作成に至る経緯

障害者虐待防止法の施行以降、厚生労働省で作成しているリーフレット等を活用しながら広報・啓発を実施してきましたが、平成27年度に横浜市福祉調整委員会から、障害者虐待防止法について再度広く周知を行うよう市長提言がありました。

そして、当事者の方からも、「自分たちにも分かりやすくなるような工夫をしてほしい」との意見がありました。

また、厚生労働省が作成している「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」においても、平成28年4月の改訂で障害のある方向けの啓発について新たに記載されるなど、当事者向けの広報・啓発の必要性が高まったことから、本市として独自に広報・啓発用のチラシを作成することとしました。

3 チラシの概要

(1) サイズ等

A4片面・カラー

(2) 内容

イラストを多用し、虐待例と本来あるべき姿を対比することにより当事者が分かりやすい構成としました。

※ 部屋の壁に貼って使えるよう A4 サイズの片面としています。

※ 障害のある方に幅広く活用いただくため、障害福祉サービスを利用している当事者の方々（知的障害）にご協力いただいて作成しました。

4 その他

(1) チラシのデータ（PDF版・テキスト版）は、平成29年3月中に「横浜市ホームページ」及び「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載します。

【横浜市ホームページ】

（トップページ > 市の組織 > 健康福祉局 > 障害福祉 > 相談窓口 > 横浜市障害者虐待防止センター）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/sodan/gyakutaiboushi/>

【障害福祉情報サービスかながわ】

（トップページ > 書式ライブラリ > 2. 横浜市からのお知らせ > ①横浜市からのお知らせ）

http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?category=12&topid=2

(2) 印刷は、29年度に行います。具体的な配布方法は、現在検討中です。

いえ し せつ しょく ば
家や施設や職場でいやなことがあったら、
 だれ はな
誰かに話してみましよう。

〇 わか 分かりやすく 伝え 伝える！

× しん たい てき ぎやく たい
身体的虐待

け 蹴 たり なく 殴 ったり してくる…

〇 この ひと 話 しやすいな！

× しん り てき ぎやく たい
心理的虐待

おお 大 声 で どな たり おこ 怒 ったり してくる…

〇 おい しい ご 飯 いた だき ます！

× ほう き ほう にん
放棄・放任

はん た ご 飯 食 べ させ て くれ ない…

〇 じ ぶん 自分 でお 金 の つか 使 い 道 を 決 め ら れ る

× けい ざい てき ぎやく たい
経済的虐待

じ ぶん 自分 の お 金 を 勝手 に つか 使 わ れ る…

い や な こ と が かい けつ 解決 する よう に、
 みんな で 話し 合 う こ と が
 たい せつ 大切 です。

ぎやく たい
虐待されたときは…

- 1 「いやだ」「やめて」と 言う
- 2 だれ 誰 かに 相談 する 役 所 に 連絡 する
- 3 みんな で 解決 方法 を 考 える

せいぶほうめんたきのうがたきよてん かいしよ 西部方面多機能型拠点の開所について

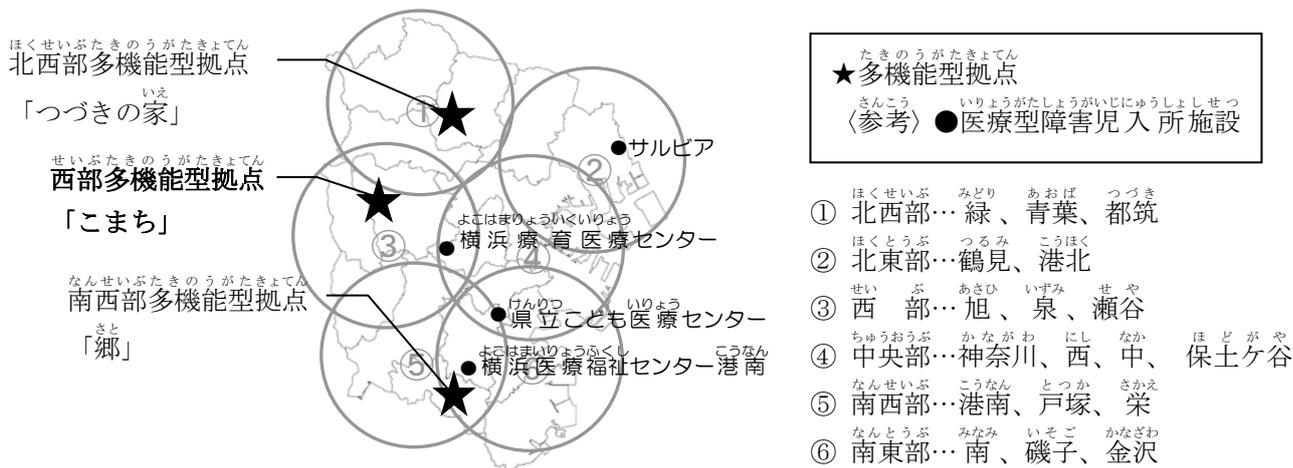
1 たきのうがたきよてん がいよう 多機能型拠点の概要

たきのうがたきよてんせいびじぎょうは、いりようてきけあ たん きゅういん けいかんえいよう じんこうこきゅうき かてい
多機能型拠点整備事業は、医療的ケア（痰の吸引、経管栄養、人工呼吸器など、家庭で
にちじょうてき おこな いりようこうい ひつよう じゅうしやうしんしんしやうがいじしやとう かぞく ちいき く
日常的に行われる医療行為）を必要とする重症心身障害児者等とその家族の地域での暮
らしを支援するための施設で、市内6箇所に整備予定です。

これまで、へいせい ねん がつ さかえく しな い かんめ さと せいび へいせい ねん がつ
これまでに、平成24年10月に栄区に市内1館目である「郷」を整備し、平成25年10月
つづきく しな い かんめ いえ せいび
に都筑区に市内2館目である「つづきの家」を整備しました。

このたび、せやく かんめ せいぶほうめんたきのうがたきよてん ねん がつ かいしよ
このたび、瀬谷区に3館目となる西部方面多機能型拠点を29年4月に開所します。

しせつせいび ばしよ 【施設整備の場所】



2 せいぶほうめんたきのうがたきよてん 西部方面多機能型拠点について

めいしやう よこはましたきのうがたきよてん (1) 名称「横浜市多機能型拠点こまち」

うんえいほうじん
運営法人： しゃかいふくしほうじん よこはまししゃかいじぎやうきやうかい
社会福祉法人 横浜市社会事業協会

じゅうしよ
住所： よこはましせやくふたつばしちやう きやうあれるぎーせんたーあとちけんりつ
横浜市瀬谷区二ツ橋町489-45（旧アレルギーセンター跡地・県立
みつきやうやうごがっこうひがしどなり
三ツ境養護学校東隣）

しせつ こうぞう きぼ
施設の構造・規模： てっきんこんくりーとづくり ちじやう かいだ の ゆかめんせき やく へいほう
鉄筋コンクリート造 地上2階建て 延べ床面積 約1,350平方
メートル

じぎょうないよう
(2) 事業内容

事業名	事業内容	定員
診療所	重症心身障害児者等を主な対象として診療及び往診を行う。	—
生活介護	入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産的活動の機会の提供、その他必要な援助を日中の時間帯に行う。	40名
居宅介護・ 訪問看護	居宅介護や、診療所の医師の指導の下での訪問看護を行う。	—
相談支援	診療所の医師、看護師やソーシャルワーカー等が生活全般の相談受付や各種関係機関等との連絡調整等を行う。	—
短期入所 (児・者)	家族が、入院・冠婚葬祭等のため介助を行えない場合や休養が必要な場合に、宿泊を伴う一時的介助を行う。	4名 以上
放課後等 デイサービス	重症心身障害児等を対象に定期的利用を原則とした個別支援計画を作成し、療育を目的としたプログラムを提供する。	5名 以上
日中一時支援 (児・者)	家族が通院、各種行事参加等のため介助を行えない場合や休養が必要な場合等に、日中のみの一時的介助を行う。	10名 以上
送迎サービス	生活介護事業と短期入所事業の利用者を対象にした送迎に加え、他の事業でも利用できる福祉有償移動サービスも行う。	
地域交流事業	地域団体等に地域交流室の貸出を行い、利用者とその家族が地域と交流する機会を提供する。また、イベントの実施や地域行事に参加することで相互理解を深める。	—

よこはま ばらとりえんなーれ かいさい
ヨコハマ・パラトリエンナーレ 2017 の開催について1 もくてき
目的

あらゆる立場の人がお互いを理解し尊重しあう社会の実現に向けて取り組みます。

2014年に初めて開催しました。2回目となる今回は、前回のテーマ「出会い」から発展させ、様々な人が支え合う力を高めていきます。

2 ぶろぐらむ
プログラム

春から秋にかけての作品制作から始まり、秋の発表イベントの開催、さらにその後は

成果の展示を一連のプログラムとして実施します。

(1) だい ぶ さくひんせいさく
第1部 作品制作

期間：5月27日（土）～9月30日（土）予定

内容：5月27日に開催するスタートイベントから始まります。障害のあるなしに関わら

ず、多様な市民とともに、ダンスのプログラムなどの出演者オーディションの

実施や、装飾作品の公開制作など、第2部に向けてお祭りを作り上げていきます。

(2) だい ぶ はっぴょう
第2部 発表

期間：10月7日（土）～10月9日（月・祝）

内容：みなとみらいの象の鼻パークで演劇を中心に、空間演出、パフォーミングアーツ、

音楽、食など、様々なプログラムを行って不思議な世界を表現します。

(3) 第3部 展示

期間：10月～12月 巡回展（予定）

内容：会場を飾った作品の一部や第2部の映像・写真・パフォーマンス作品の衣装な

どを象の鼻テラスや横浜ラポールの他、市内施設を巡回して展示していきます。